

58201-58500 Ⅲ 専門実践教育訓練給付金

58201-58210 1 専門実践教育訓練給付金の概要

58201(1) 概要

教育訓練給付金は、一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的で中長期的なキャリア形成の取組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている。

58211-58220 2 専門実践教育訓練給付金の支給要件と支給額等

58211(1) 支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格とは、法第 60 条の 2 の規定により専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格をいう。

専門実践教育訓練給付金は、次に該当する一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を修了の見込みをもって受講した場合及び当該専門実践教育訓練を修了した場合（以下「支給対象者」という。）について支給する。

イ 一般被保険者等

専門実践教育訓練を開始した日（以下「基準日」という。）において一般被保険者等（一般被保険者等への切替え要件に該当する短期雇用特例被保険者を含む。）である者のうち、58212 によって算定される支給要件期間が 3 年以上ある者。

ただし、当分の間、平成 26 年 10 月 1 日以降に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて専門実践教育訓練給付金を受けようとする者については支給要件期間が 2 年以上ある者（※）。

ロ 一般被保険者等であった者

基準日において一般被保険者等でない者のうち、基準日の直前の一般被保険者等でなくなった日（平成 29 年 1 月 1 日前に、高年齢継続被保険者でなくなり、平成 29 年 1 月 1 日以降に基準日がある場合は、高年齢継続被保険者でなくなった日。以下同じ。（平成 28 年改正法附則第 7 条））が基準日以前 1 年（当該期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上対象専門実践教育訓練の受講を開始することができない者が、住居所管轄安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練の受講を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 20 年を超えるときは、20 年とする。）以内にあり、支給要件期間が 3 年以上ある者。

ただし、当分の間、平成 26 年 10 月 1 日以降に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて専門実践教育訓練給付金を受けようとする者については支給要件期間が 2 年以上ある者（※）。

※ 平成 26 年 10 月 1 日以降に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合には、支給要件期間が 3 年以上ある者。

また、平成 26 年 10 月 1 日前に改正前の雇用保険法 60 条の 2 第 1 項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者（雇用保険法第 60 条の 5 第 3 項の規定により教育訓練給付金の支給があったものとみなされた者

を含む。)であって、平成26年10月1日以降に初めて専門実践教育訓練を開始した者(改正後の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。)については、当分の間支給要件期間が2年以上ある者。

58212(2) 支給要件期間

イ 支給要件期間とは、基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者(日雇労働被保険者を除き、高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者を含む。以下この58212において同じ。)として雇用された期間をいう。また、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間とする(船員保険の被保険者であった期間を有する者については、50302へ参照)。

なお、基本手当及び教育訓練休暇給付金等の支給の有無は、支給要件期間の通算には影響しない。

ロ ただし、上記イにより通算した期間からは、次の期間を除くこととする。

(イ) 当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が、当該被保険者となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなった日の被保険者であった期間。

(ロ) 教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であった期間

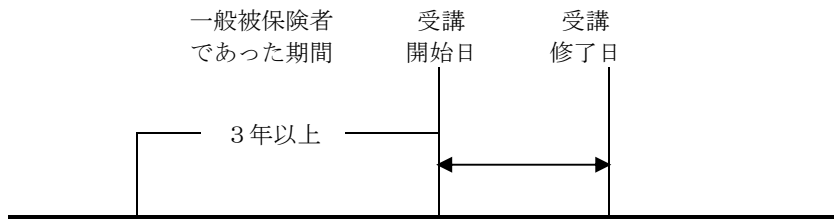
ハ 支給要件期間の通算に当たって、各被保険者であった期間を加算する場合には、暦年、暦月及び暦日のそれぞれごとに加算し、暦月の12月をもって1年、暦日の30日をもって1月とする。

ニ なお、雇用保険法第9条に基づく被保険者の資格の取得の確認があった場合において、確認に係る被保険者となった日が、確認のあった日の2年前の日より前であるときは、支給要件期間の算定に当たり、当該2年前の日に被保険者資格を取得したものとみなす。また、給与明細、賃金台帳又は所得税源泉徴収票(以下「給与明細等の確認書類」という。)に基づき、被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第32条第1項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていた(雇用保険料が給与から天引きされていた)ことが明らかである時期がある場合には、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことが確認できる時期のうち最も古い日(当該日を確認できないときは、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことを確認できる最も古い月の初日。当該最も古い日又は当該最も古い月の初日が当該者の直前の被保険者でなくなった日よりも前にあるときは、当該直前の被保険者でなくなった日。)に被保険者資格を取得したものとみなす。(23501イ参照)

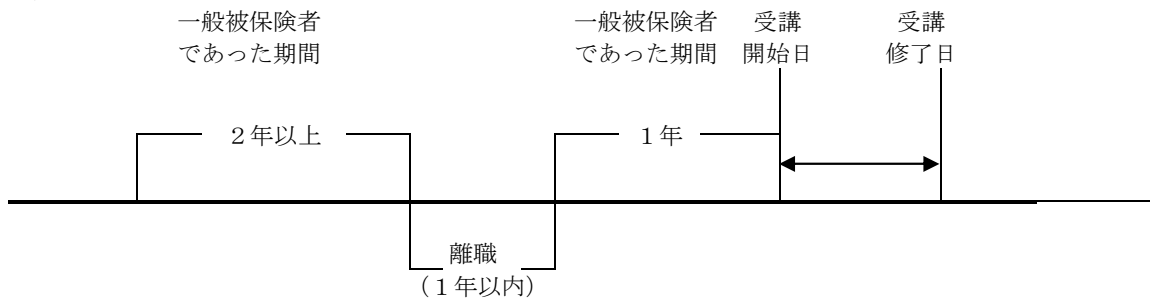
ホ イにかかわらず、専門実践教育訓練給付金の対象者が、今回の受講開始日の前日から3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、専門実践教育訓練給付金は支給しない(法60条の2第5項)。支給を受けたことがあるかは支給決定日(専門実践教育訓練給付金の場合は前回受講時の最後の支給決定日。資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定日。)で判断する(雇用保険法第60条の5第3項の規定により教育訓練給付金の支給があったものと見なされる者を含む)。

(例示1) 支給対象者となる場合

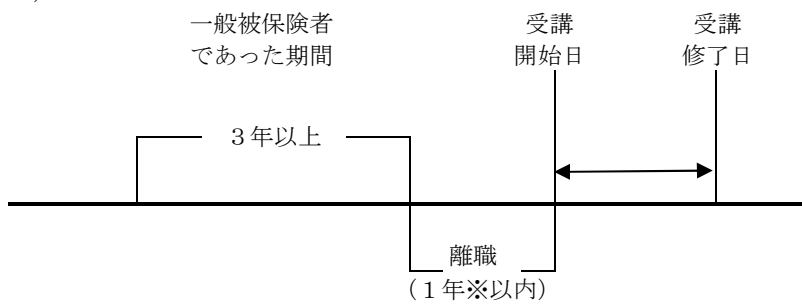
(例示1-1)



(例示1-2)

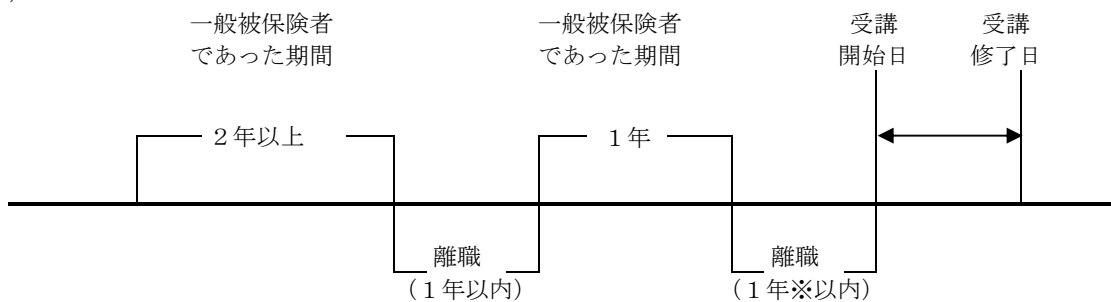


(例示1-3)



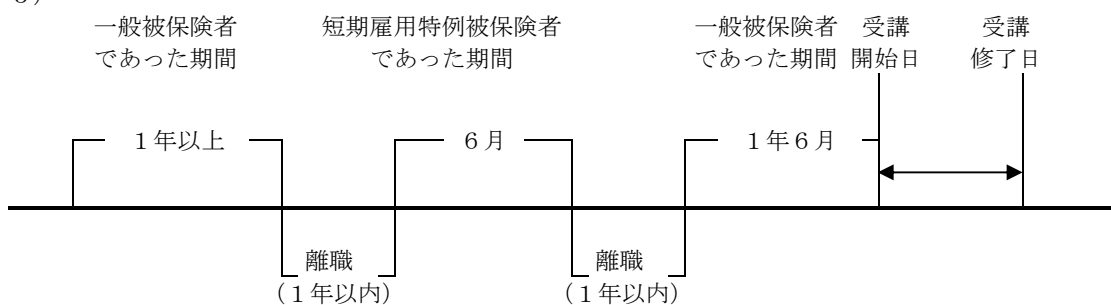
※ 58221-58230に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

(例示 1-4)

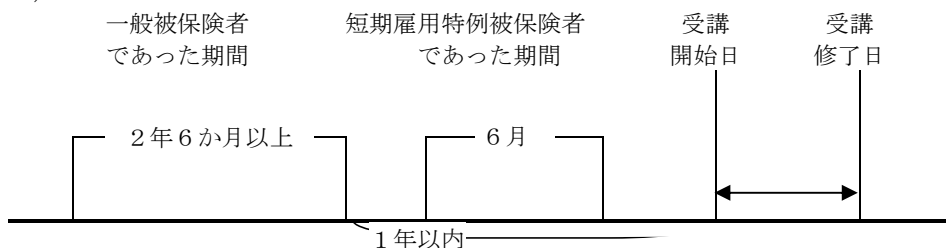


※ 58221-58230に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

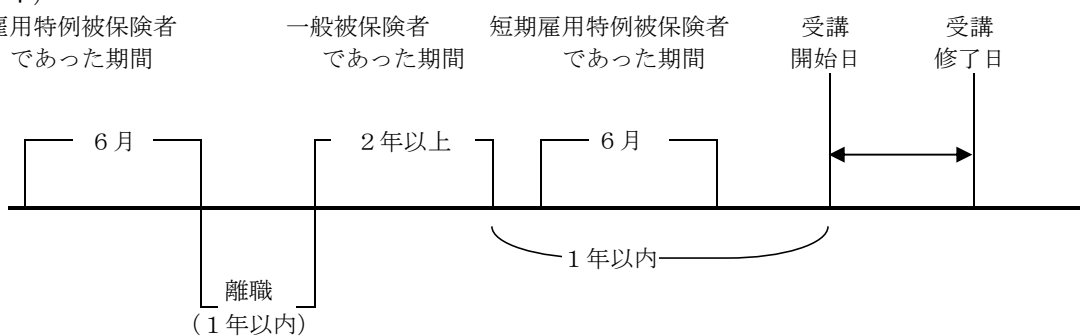
(例示 1-5)



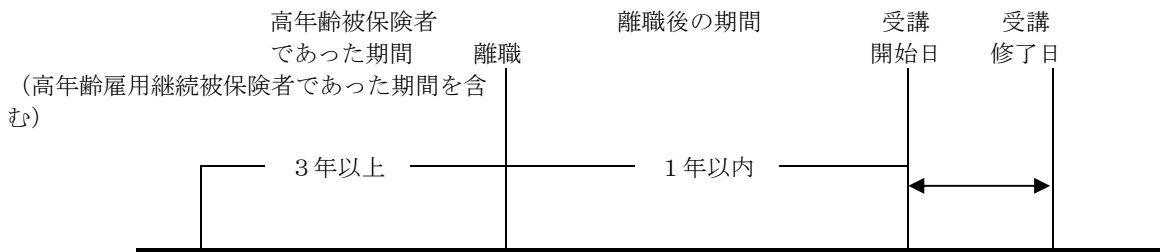
(例示 1-6)



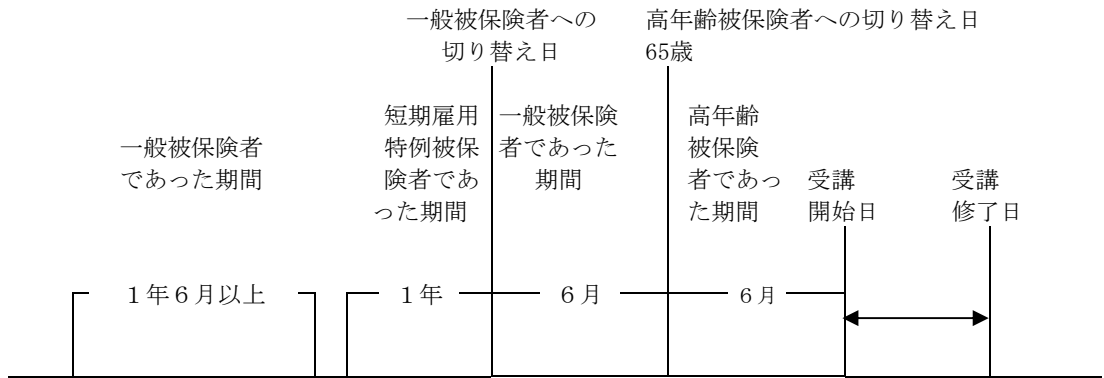
(例示 1-7)



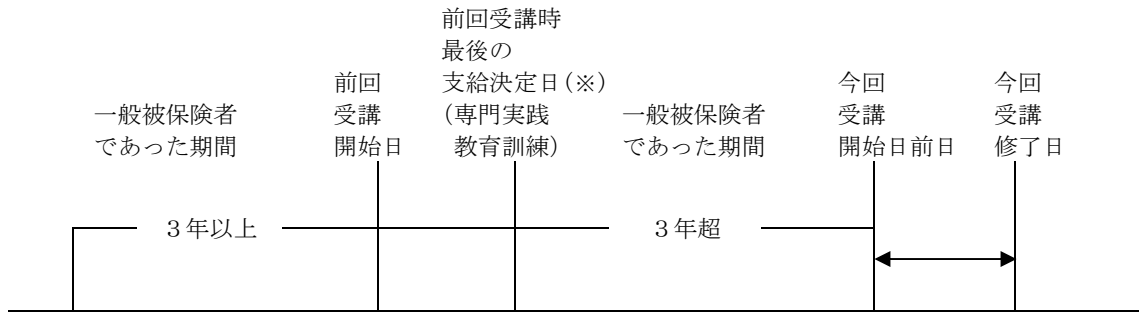
(例示1-8)



(例示1-9)

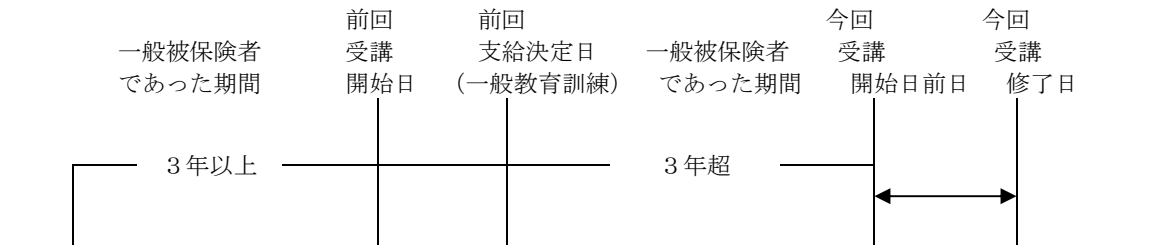


(例示1-10)



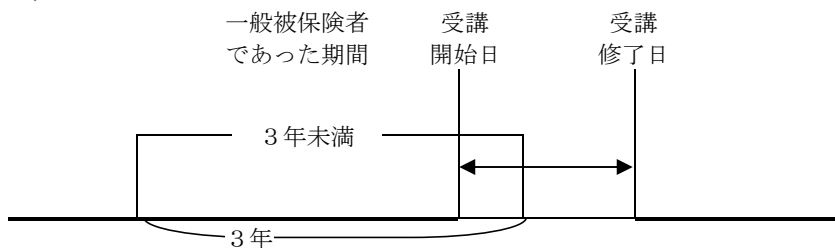
(※)資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定の日。

(例示1-11)

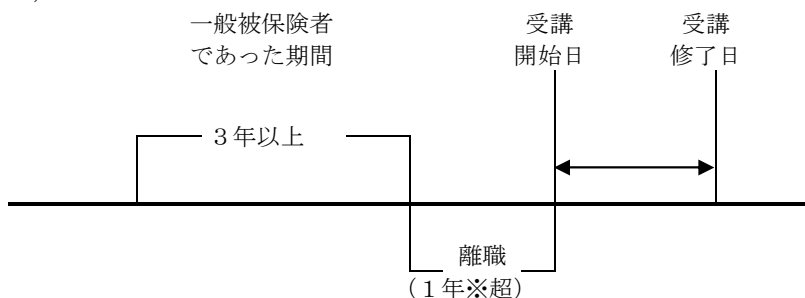


(例示2) 支給対象とならない場合

(例示2-1)

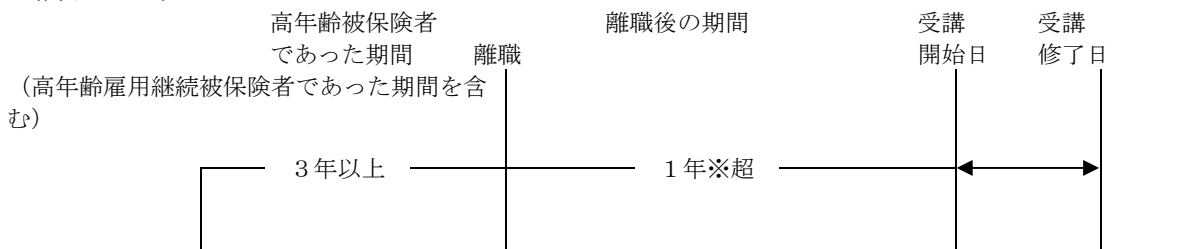


(例示2-2)



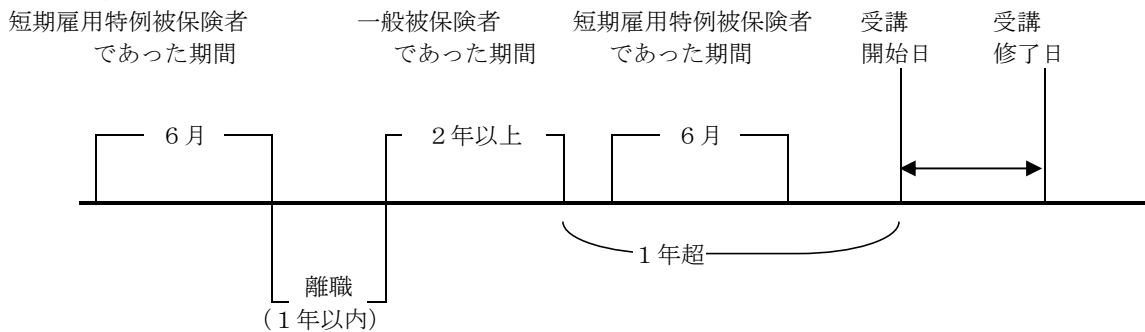
※ 58221-58230に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

(例示2-3)

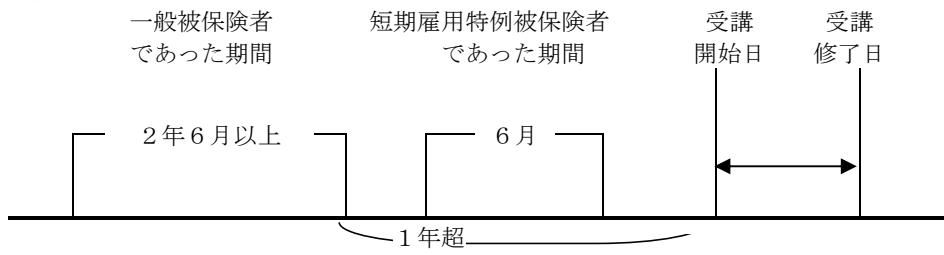


※ 58221-58230に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

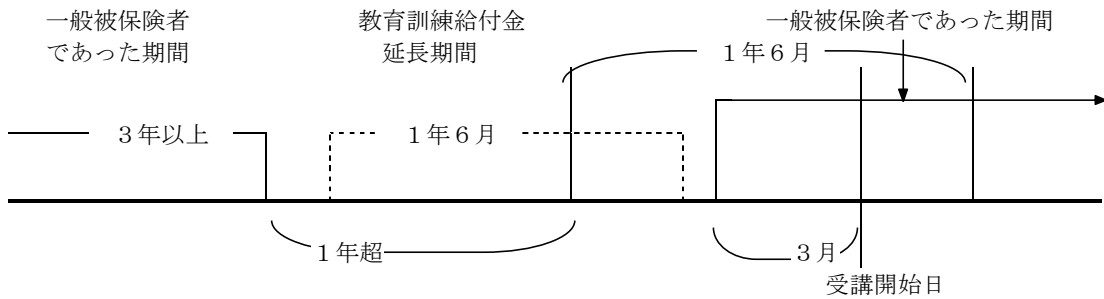
(例示2-4)



(例示 2-5)

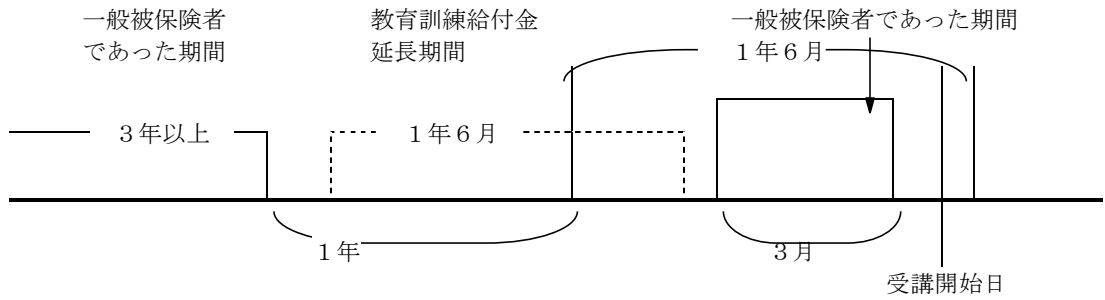


(例示 2-6)



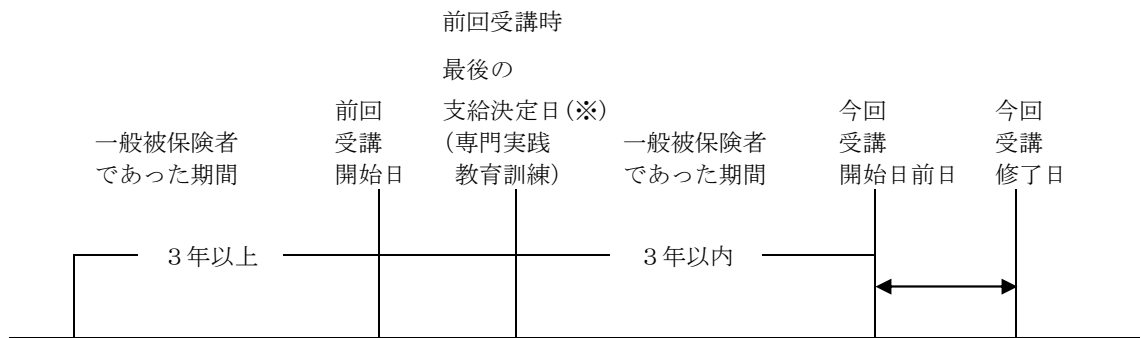
支給要件期間が3年未満（当該被保険者でなくなった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にないため通算されない。）であるため支給対象者とならない。

(例示2-7)



支給要件期間が3年未満（当該被保険者でなくなった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にないため通算されない。）であるため支給対象者とならない。

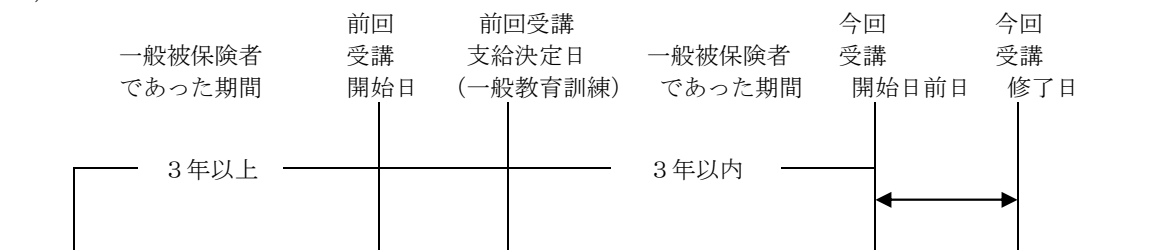
(例示2-8)



今回の受講開始日の前日から3年以内に、前回の教育訓練給付金の支給があるため、支給対象者にならない。

(※) 資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定の日。

(例示2-9)



今回の受講開始日の前日から3年以内に、前回の教育訓練給付金の支給があるため、支給対象者にならない。

58213(3) 対象専門実践教育訓練

イ 対象教育訓練の内容

厚生労働大臣は、「雇用保険法第60条の2第1項に規定する、厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」に合致する教育訓練講座を指定する。

指定に係る講座指定通知書の項目は以下のとおりであり、指定を受けた教育訓練講座については、指定番号（15桁、都道府県番号（2桁）－教育訓練施設番号（5桁）－指定年（2桁）－指定の前期・後期の別（1桁）－教育訓練講座番号（4桁）－チェックデジット（1桁））が付される。

- ① 教育訓練施設の名称
- ② 教育訓練講座名
- ③ 一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練のいずれかであるかの別
- ④ 実施方法
- ⑤ 訓練期間
- ⑥ 入学料及び受講料の額
- ⑦ 指定期間
- ⑧ その他必要と認められる事項

なお、対象専門実践教育訓練は、厚生労働大臣の指定を受けた専門実践教育訓練講座を指定期間内に開始したものであることが必要であり、受講開始日が当該指定期間外である場合は専門実践教育訓練に該当しない。ただし、受講修了日は、必ずしも指定期間内にある必要はない。

ロ 受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない。）、通信制の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材等を発送した日であって、いずれも指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日である。

ハ 受講修了日

受講修了日は、指定教育訓練実施者が、受講者の受講実績等を修了認定基準に照らすことによって、当該受講者の受講が修了したことを確認し、受講修了日として証明する日である。

58214(4) 支給単位期間

イ 専門実践教育訓練給付金の対象となるか否かについては、専門実践教育訓練の受講開始日から6か月ごとの期間を単位として判断する。具体的には、受講開始日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において6か月ごとに受講開始日に相当し、かつ当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。）から、それぞれその6月後の応当日の前日（当該専門実践教育訓練を修了した日の属する月にあっては、当該専門実践教育訓練を修了した日）までの6か月間を単位とする（以下「支給単位期間」という。）。)

この支給単位期間において、支給要件を満たした場合に専門実践教育訓練給付金を支給する。

58215(5) 支給額等

イ 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の50%に相当する額とする。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

ただし、その50%に相当する額が120万円を超える場合の支給額は120万円とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されない。

具体的には、連続した2支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であって、支給単位期間が連続して2ないときは1支給単位期間）ごとに支給する額は、40万円を限度とする。このため教育訓練期間が1年の訓練の場合、2支給単位期間40万円が限度となる。

連続した2支給単位期間において上限額40万円に達した後、次の連続した2支給単位期間において上限額40万円に達しない場合であっても、その次の連続した2支給単位期間において前の連続した2支給単位期間に係る教育訓練経費については支給しない。

なお、平成30年1月1日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のおり、支給額は教育訓練経費の40%に相当する額、上限額は96万円、連続した2支給単位期間ごとの上限額は32万円である。

ロ 専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者等として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な者を含む。58252(2)参照。）又は雇用されている者（1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をしたもの（やむを得ない理由のため当該修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等を行うことができない者を含む。58252(2)参照。））については、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の70%に相当する額とする。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

ただし、その70%に相当する額が、168万円を超える場合の支給額は168万円とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されない。

具体的には、連続した2支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であって、支給単位期間が連続して2ないときは1支給単位期間）ごとに支給する額は、56万円を限度とする。このため教育訓練期間が1年の訓練の場合、2支給単位期間で56万円が限度となる。給付を行うときは全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、ある連続する2支給単位期間にかかる教育訓練経費についての支給額が上限に達した場合であっても、その他の支給単位期間においてその教育訓練経費について限度額まで支給対象とする。

なお、平成30年1月1日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のおり、支給額は教育訓練経費の60%に相当する額、上限額は144万円、連続した2支給単位期間ごとの上限額は48万円である。

ハ 専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を受け修了した日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者等として雇用された者又は雇用されている者のうち、当該専門実践教育訓練修了後の賃金が当該専門実践教育訓練受講前の賃金から5%以上上昇したものについては、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の80%に相当する額とする。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

ただし、その80%に相当する額が、192万円を超える場合の支給額は192万円とし、4千円を超えない場合

は教育訓練給付金は支給されない。

具体的には、連続した2支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であって、支給単位期間が連続して2ないときは1支給単位期間）ごとに支給する額は、64万円を限度とする。このため教育訓練期間が1年の訓練の場合、2支給単位期間で64万円が限度となる。給付を行うときは全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、ある連続する2支給単位期間にかかる教育訓練経費についての支給額が上限に達した場合であっても、その他の支給単位期間においてその教育訓練経費について限度額まで支給対象とする。

なお、このハの規定の適用は、令和6年10月1日以降に専門実践教育訓練を開始した者に限る。

ニ まず専門実践教育訓練受講中及び修了後に各支給単位期間毎に支給申請をさせ、イによって支給する。その後要件を満たしたためロに該当することとなった者は別途支給申請をさせ、ロにより計算し、既にイで計算し支給した額との差額を支給する。

申請期限徒過のためイについて不支給決定をした支給単位期間又は申請がなかった支給単位期間の教育訓練経費についてロの支給申請があった場合、ロとして改めて教育訓練経費の70%（平成30年1月1日前に専門実践教育訓練を開始した者については60%）に相当する額で支給することができる。

また、その後要件を満たしたためハに該当することとなった者は別途支給申請をさせ、ハにより計算し、既にロで計算し支給した額との差額を支給する。

ホ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の基準日（平成30年1月1日前の基準日を含む。）を起点として10年を経過するまでの間に開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の合計額は、192万円を限度とする。

最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の基準日から10年を経過した場合は、また新たに専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の基準日を起点として10年を経過するまでの間に開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の合計額の上限が192万円となる。

へ 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している者については、3年目受講修了時に、専門実践教育訓練給付金の10年間における支給上限額192万円（ $(40万円 + 16万円 + 8万円) \times 3$ ）に4年目受講相当分として上限64万円（ $40万円 + 16万円 + 8万円$ ）を上乗せする。

ただし、過去に専門実践教育訓練給付金を受給したことがある者（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある者）又は、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である者（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外とする。

ト 教育訓練経費とされるのは、指定教育訓練実施者に対して支払われた入学料（専門実践教育訓練の受講の開始に際し当該指定教育訓練実施者に納付する入学金又は登録料）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費であって最大3年分）として、指定教育訓練実施者が証明する額であり（消費税込み）、その他の検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等については教育訓練経費とはならない。また、クレジット

カードの利用等、クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は教育訓練経費に該当しない。

チ 教育訓練経費とは、支給対象者が自らの名において直接指定教育訓練実施者に支払った費用をいい、事業主等が指定教育訓練実施者に支払った額は教育訓練経費とはならない。また、事業主等が支給対象者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、当該手当等のうち明らかに入学料又は受講料に充てられる額について、教育訓練経費から差し引いて算定しなければならない。ただし、教育訓練施設から物品又は粗品等を受けた場合であって、その合計が千円未満のときは、教育訓練経費から差し引かない。

また、専門実践教育訓練に係る公的な割引制度又はその他の割引制度が適用される場合、当該割引後の額が「教育訓練経費」となる。

リ 教育訓練経費とは、専門実践教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合の額とこれを分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として指定教育訓練実施者が証明する額をいう。支給申請に係る教育訓練経費がいずれの方法により支払われたものであるかについては、専門実践教育訓練修了証明書にその旨記載させることとする。

ヌ 教育訓練経費は、受講修了日までに教育訓練施設に対する支払義務が確定した費用であって、かつ実際に支払われた額（クレジット払いの場合にあつてはクレジット契約額）をいい、教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者が、支給申請の時点で指定教育訓練実施者に対して未納としている入学料又は受講料は、教育訓練経費とされない。

ただし、イの支給申請時においては未納としている入学料又は受講料がロの支給申請時に追納されている場合には、その追納された入学料又は受講料を教育訓練経費とする。

58216 (6) 専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金の受給資格確認及び支給申請の主体等

イ 専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、専門実践教育訓練の受講を開始する日の14日前までに、原則住居所管轄安定所に対して、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）（以下「受給資格確認票」という。）を提出し、専門実践教育訓練受給資格の認定を受けなければならない。

専門実践教育訓練受給資格の決定を受けた専門実践教育訓練受講予定者（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格者」という。）は、専門実践教育訓練給付金の各支給単位期間毎に、住居所管轄安定所に対して、教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2の5）（以下「支給申請書（様式第33号の2の5）」という。）に必要な書類を添付して提出することによって支給申請を行わなければならない。

ロ 受給資格確認票の提出を受けた住居所管轄安定所においては、これに基づいて専門実践教育訓練受給資格の確認を行い、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証（則様式第33号の2の4）（以下「教育訓練受給資格者証」という。）（マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）による認証を行って58232の受給資格確認票の提出をした専門実践教育訓練受講予定者であつて、教育訓練受給資格通知（則第101条の2の12第2項に規定する教育訓練受給資格通知をいう。以下同じ。）の交付を希望するもの（以下「マイナンバーカード利用者」という。）に対しては、教育訓練受給資格通知）又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金受給資格否認通知書（以下「受給資格

否認通知書」という。)を本人に通知する。

後に支給申請を受けた住居所管轄安定所においては、これに基づいて支給決定を行い支給額を算定してこれを本人に通知するか、又は、不支給決定を行ってこれを本人に通知する。

ハ 受給資格の確認申請及び支給申請は、本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人若しくは提出代行を行う社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請により行うこととしても差し支えない(代理人による申請の場合は委任状を必要とする。)。この場合において、郵送による場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

ただし、指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等(契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他、支給申請に係る専門実践教育を販売する者すべてをいう。以下同じ。)に所属する者及び58231の訓練前キャリアコンサルティングを行った訓練対応キャリアコンサルタントを代理人とする申請は認めない。

58217(7) 支給の頻度及び支給申請の期間

専門実践教育訓練給付金の支給は、応当日により区切られた6か月(支給単位期間)を単位として、支給要件を判断する。

管轄安定所は、専門実践教育訓練受講予定者に対して、専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給単位期間ごと(当該支給単位期間の末日の翌日から起算して1か月以内)に支給申請を行うよう指示を行う。(なお、当該支給申請期間の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日)に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなされる。以下同様。郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。)。ただし、専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練支援給付金の受給資格者でもある場合、教育訓練支援給付金の失業の認定日を指示することになるため、可能な限りこの日に専門実践教育訓練給付金の支給申請を行うよう指導する。(58238(8)参照)

58221-58230 3 適用対象期間の延長

58221(1) 概要

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の適用対象期間の延長と同様である。

なお、一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の各教育訓練給付金においてそれぞれ適用対象期間に係る手続は不要である。

ただし、各教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長は最大で20年まで可能であるが、教育訓練支援給付金については、適用対象期間の延長を行った場合においても、一般被保険者等でなくなった日から4年以内に開始しない場合は、支給対象とならないこと及び適用対象期間の延長申請後であっても、直前の一般被保険者等でなくなった日から1年を超えて新たに被保険者資格を取得した場合は、支給要件期間が通算されず、支給対象者に該当しなくなる場合があることに留意すること。

58231-58240 4 専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認

58231(1) 訓練前キャリアコンサルティングの実施等

イ 専門実践教育訓練受講予定者は、当該教育訓練を受講する前に、担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項の労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談、助言及び指導をいう。以下同じ。）を行う者であって厚生労働大臣が定めるものをいう（則第101の2の12）。以下「訓練対応キャリアコンサルタント」という。）から、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項についてキャリアコンサルティング（以下「訓練前キャリアコンサルティング」という。）を受けなければならない。

なお、受給資格確認票の提出が訓練開始日の14日前までであるため、受講予定者には時間的余裕をもって確認票の提出ができるように訓練前キャリアコンサルティングを受ける旨を伝えることが必要である。

ロ 訓練対応キャリアコンサルタントは訓練前キャリアコンサルティングを実施し、当該者の就業に関する目標等について記載した書面（ジョブ・カード）を作成し、本人に手交する。

58232(2) 専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出

イ 専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の14日前までに、次の書類を添えて、及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）受給資格確認票を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない（則第101条の2の12）。

このとき、本人確認を徹底するため、運転免許証等写真が貼付され、偽造が困難な証明書（50003ハ(イ)、ニ(イ)）の提示を求める。写真が貼付されている証明書を所持していない者については、50003ハ(ロ)、50003ハ(ハ)、50003ニ(ロ)のうち種類の異なる複数の書類の提示を求める。

また、この者が本人であるか否か必要な質問を行うとともにその他具体的状況に応じて適切な質問を行って確認する。このうち、次の確認は必ず行うこととする。

- a 受給資格確認票を提出した者から本人氏名をフルネームで聴取し、受給資格確認票記載のフリガナ等と突合し、確認する。
- b 住居所を町名、番地、アパート名まで詳細に受給資格確認票を提出した者から聴取し、確認する。
- c 受給資格確認票記載の電話番号を確認し、当該者に対して後日確認のため連絡する場合等があることを伝える（なお、実際に本人あて連絡し確認する際には、当該者のプライバシーにも配慮して行う。）。
- d これまでの失業等給付の受給歴を聴取し、必要に応じて被保険者台帳を確認する。

なお、受給資格確認票に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

(イ) 訓練対応キャリアコンサルタントが、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、訓練前キャリアコンサルティングを踏まえて記載した書面（ジョブ・カード）。

(ロ) 教育訓練給付金適用対象期間延長通知書
適用対象期間の延長措置を受ける場合に必要。

(ハ) 写真2枚（最近の写真、正面上三分身、縦3.0 cm×横2.4 cm）

1枚は教育訓練受給資格者証、1枚は受給資格確認票に貼付する。

なお、受給資格確認及び支給申請等の手続きのタイミングごとに、マイナンバーカードを提示する場合は、写真を省略して差し支えない。

マイナンバーカード利用者の場合は、写真は不要である。

(ニ) 委任状

社会保険労務士以外の代理提出の場合に、本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状が必要。

なお、社会保険労務士による提出代行の場合は、受給資格確認票の備考欄又は欄外に、本人から社会保険労務士に委託する旨自署してあり、昭和62年3月24日付け労徴発第18号に規定する署名又は定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。

(ホ) 削除

(ハ) 払渡希望金融機関指定届

教育訓練給付金は、支給決定を受けた本人の普通預(貯)金口座への口座振込みによって支給する。

このため支給申請者に対しては、受給資格確認票の中の払渡希望金融機関指定届に、教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第52条第2項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）の本人名義の普通預(貯)金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預(貯)金口座に係る記載を行い、当該普通預(貯)金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導する。

公金受取口座登録法に基づき口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座を登録し、かつ、安定所に個人番号を届け出ている者であって、当該口座への振込を希望する場合の取扱いは、52003イ(ロ)参照。

口座振込みによる教育訓練給付金の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付の場合と同様である（業務取扱要領52001-52050参照）。

基本手当の受給資格者については、既に提出しているので払渡希望金融機関指定届の欄の記載等は要しない。

(ト) 受給資格確認票に、個人番号の記載がある場合又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合には、50005(5)に準じて個人番号及び身元（実在）確認を行う。

なお、基本手当の受給資格者の場合は雇用保険受給資格者証（本人の写真付き）を確認することとして差し支えない。

(フ) 代理人を通じて、個人番号が記載された受給資格確認票又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合については、上記(ト)に基づき委任状による代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)の書類により本人の個人番号の確認を行う。

郵送又は電子申請により個人番号が記載された受給資格確認票又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合であって、個人番号及び身元（実在）の確認を行うことのできる書類が添付されていない場合は、届出等書類を返戻し、確認書類を追完させた上で受理する。（ただし、

既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、50005 (5) ロ参照)。また、個人番号の登録は必ず個人番号登録届・個人番号変更届によること。

本人から窓口に申請された場合であって、個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うこと。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、申請者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

(リ) 専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金再受給時報告

過去に専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練を受けた場合に、過去に受けた専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。

当該報告は、後日、政策の効果検証に活用するため、指定講座番号や回答の記入漏れがないか確認の上で受理すること。

ロ 削除

ハ 受給資格確認票が普通郵便で郵送された場合には、個人番号が含まれるため厳格な安全管理を行う必要があることから、教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は受給資格否認通知書を送付する際に、郵送により支給申請を行う場合には、次回から追跡可能な書留等により提出するよう注意喚起する。

ニ 専門実践教育訓練給付金の受給資格確認の申請と同時に、教育訓練支援給付金の受給資格確認を行うことができることがあるため、専門実践教育訓練受講予定者に対してその旨説明するとともに、希望に応じて教育訓練支援給付金に係る受給資格決定を行う。

基本手当の受給中であって教育訓練支援給付金の給付を受けることが出来ない場合であっても教育訓練支援給付金の受給資格決定は可能であり、また教育訓練支援給付金の受給資格決定が可能な時期は限られていることを説明すること。

一般被保険者である者に対しては受講開始日より前に資格を喪失し、失業の状態になった場合は、一般被保険者でなくなった日の翌日から一箇月を経過する日までに教育訓練支援給付金の受給資格決定を行うことも可能であることを説明すること。

なお、詳細は教育訓練支援給付金の業務取扱要領を参照すること。

ホ 受理した受給資格確認票の処理

(イ) 提出された受給資格確認票が、その安定所において受理すべきものであると認められるときは、当該受給資格確認票に文書受付日付印及び取扱者印を押す。

なお、受付日付印及び取扱者印に代えて、次のようなゴム印を押印することとして差し支えない。ただし、職員について、登録番号を決定したときは、これに関する調書を作成しておく。

(ロ) 受給資格確認票については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

受給資格確認票については、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

(ハ) 本人から受給資格確認票の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番

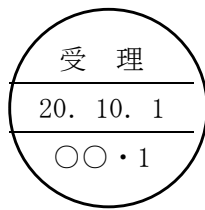
号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出に当たって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されるため、本人に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は、個人番号登録届又は個人番号変更届により入力を行う（個人番号の確認及び身元（実在）確認については50005（5）参照）。

- (二) 受給資格確認票の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

個人番号が記載された書類の写しを廃棄する場合には、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

安定所名



回転式又は差込式
担当職員の登録番号

注 意

- 1 この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して14日前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。（ただし、教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に、申請者本人が出頭した上で、確認票及び添付すべき確認書類の提出をすることが必要です。）
- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード（マイナンバーカード）を提示する場合には（3）の書類を省略することが可能です。
 - (1) 当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
 - (2) 本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しても可。）

具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか1種類です。これらが無い場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。
- (3) 最近の写真（6か月以内の写真であって、正面上三分身が写った、縦3.0cm×横2.4cmのものを、2枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。）
- (4) 雇用保険被保険者離職票-1及び2（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高齢受給資格者証を添付してください。）
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 5 確認票の記載について
 - (1) この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び署名欄の確認を申請しない給付金の名称と「及び」を抹消してください。
 - (2) □□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (3) 年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→□□030201□□）
 - (4) ※印のついた欄には記載しないでください。
 - (5) 1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載してください。
 - (6) 2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段/上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (7) 3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (8) 5欄のフリガナ欄は、姓と名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガー□□、パー□□）、また「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (9) 7欄及び8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。確認票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所宛て連絡してください。
 - (10) 10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字とする。）により明瞭に記載してください。
 - (11) 11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の口座（記号）番号を記載してください。
 - (3) 確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。
また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届ける必要がありません。

【報告様式】 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

○この報告様式は、過去に専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付を受給したことがある方のうち、再度、「専門実践教育訓練給付制度(※)」及び「特定一般教育訓練給付制度(※)」の指定講座を受講し、これらの給付の受給手続きをしようとしている方を対象に、過去に受講された講座の受講の効果等についてお伺いするものです。<調査票:片面2枚1組>

○この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出いただくようお願いいたします。

(※)「専門実践教育訓練給付制度」及び「特定一般教育訓練給付制度」…労働者の自発的な職業能力の開発・向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。

雇用保険被保険者番号	
------------	--

受講修了した講座の名称		性別	男性・女性	年齢	()歳
指定講座番号					

問1.【全員ご回答ください】

前回受講した講座の修了時点からの経過年月をお答えください。該当する番号を○で囲んでください。

1. 3年～5年未満
2. 5年～10年未満
3. 10年～15年未満
4. 15年～20年未満
5. 20年以上

問2.【全員ご回答ください】

前回受講した講座と今回受講する講座の関係をお答えください。最も当てはまるものを選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 今回受講する講座は前回受講した講座の上位資格を目指すものである
2. (1.に該当せず)今回受講する講座は前回受講した講座と関連分野の資格取得を目指すものである
3. 今回受講する講座は前回受講した講座の増強や従事できる業務の幅の拡大を目指すものである
4. 今回受講する講座は前回受講した講座と直接には関係のないものである
5. わからない

※以下の質問は、今回受講する講座ではなく前回受講した講座についてお答えください。

問3.【全員ご回答ください】

前回受講した講座を受講した理由は何ですか。該当する番号を○で囲んでください(複数回答可)。

1. 仕事に必要な知識・能力を身に付けるため
2. 昇進・昇格に備えて
3. 配置転換・出向に備えて
4. 資格取得等により、転職するため
5. 資格取得等により、正社員に転換するため
6. 再就職のため
7. その他 () ← ご記入ください

問4.【全員ご回答ください】

前回受講した講座に取得目標資格が設定されていた場合、あなたは目標資格を取得しましたか。

1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

※専修学校(職業実践専門課程)、専門職大学院(法科大学院を除く)、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座など前回受講した講座に取得目標資格が設定されていなかった場合には、「6」を選んでください。

1. 資格を取得した
2. 受験したが、取得できなかった
3. 受験したが、結果が出ていない(結果待ち)
4. 受験を予定しているが、現時点で受験に至っていない
5. 受験は予定していない
6. 講座に取得目標資格が設定されていない

問5.【全員ご回答ください】

問5-1. 前回受講した講座の受講開始時点のご自身の就業等の状況について、1つ選んで該当する番号を記入してください。

- | | | |
|--|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員 2. 非正規雇用(派遣労働者、契約社員を含む) 3. その他の就業(自営業等) 4. 非就業 | } | <p>→ 問5-2へそのままお進みください。</p> <p>→ 問7へお進みください。</p> |
|--|---|---|

問5-2. 現時点(アンケート回答時点)で前回受講した講座の受講開始時点と就業等の状況に変化はありましたか。

1. 変化があった → 問5-3へお進みください。
2. 変化はない → 問6へお進みください。

問5-3.【問5-2で1を選んだ方のみご回答ください】

変化後(現時点)の就業等の状況について、該当する番号を○で囲んでください。

1. 正社員
2. 非正規雇用(派遣労働者、契約社員を含む)
3. その他の就業(自営業等)
4. 非就業

問6.【問5-1で1~3を選んだ方のみご回答ください】

前回受講した講座の受講開始時に就業していた方にお伺いします。講座の受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか。

当てはまるものを複数選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 処遇の向上(昇進、昇格等)
2. 配置転換等により希望の業務に従事できた
3. 円滑な転職
4. 賃金のアップ、資格手当等への反映
5. その他(社内外の評価が高まるなど)の効果
6. 特に効果はない

問8へお進みください

問7.【問5-1で4を選んだ方のみご回答ください】

前回受講した講座の受講開始時に就業していなかった方にお伺いします。

(1)講座受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 早期に就職できる
2. 希望の職種・業界で就職できる
3. より良い条件(賃金等)で就職できる
4. その他の効果
5. 特に効果はない

(2)前回受講した講座の受講開始後、一度でも就職しましたか。当てはまるものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した
2. 受講修了後3~6か月以内に就職した
3. 受講修了後6~12か月以内に就職した
4. 受講修了後1年~1年12か月以内に就職した
5. 受講修了後2年~2年12か月以内に就職した
6. 受講修了後3年~3年12か月以内に就職した
7. 受講修了後4年~4年12か月以内に就職した
8. 受講修了後5年~9年12か月以内に就職した
9. 受講修了後10年~19年12か月以内に就職した
10. 受講修了後20年を超えて就職した
11. 一度も就職していない

問8.【全員ご回答ください】

前回受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等は、現在のご自身の能力の習得(例 目標資格の取得)に役立つものとして満足できましたか。1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問9.【全員ご回答ください】

前回受講した講座の受講と給付金の関係について、該当する番号を1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 給付金が支給されるので、前回受講した講座を受講した
2. 給付金が出なくても前回受講した講座を受講した

問10.【全員ご回答ください】

前回受講した講座は、自らのキャリア形成に役立つものとして満足できましたか。1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問11.【自由記述】

前回受講した専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、ご自身のこれまでのキャリア形成にどのように活かすことができたと感じているか、具体的に記載してください。

記入欄は以上です。

58233(3) 専門実践教育訓練受給資格の決定

イ 専門実践教育訓練給付金の受給資格（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格」という。）とは、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格をいう。専門実践教育訓練給付金受給資格の決定とは、受給資格確認票を提出した者について、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格の決定」という。）。

ロ 受給資格確認票の提出を受けた住居所管轄安定所においては、受給資格確認票及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会は、実際には、受給資格確認票をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は教育訓練受給資格否認通知書の作成が行われる。

(イ) 本人及び住居所の確認

専門実践教育訓練受講予定者が専門実践教育訓練を開始しようとする対象者本人であり、その住居所が住居所管轄安定所の管轄区域内であることを確認する。

具体的には、本人・住居所確認書類と、受給資格確認票、払渡希望金融機関指定届、に記載された氏名及び住居所が同一であることを確認する。

(ロ) 要件の確認

専門実践教育訓練受講予定者が、受講開始日現在で一般被保険者等であり、又は一般被保険者等ではなくなった日から 1 年（当該期間内に適用対象期間の延長措置がなされている場合には、当該延長措置により加算された期間とし、その加算された期間が 20 年を超えるときは、20 年とする。）以内にあり、支給要件期間が 3 年又は 2 年（当分の間、初回のみ）以上あること等の要件を満たす支給対象者であることを確認する。

また、受講開始日の前日から 3 年前までに教育訓練給付金を受けたことが無いことも確認する。（ただし、平成 26 年 10 月 1 日前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）による改正前の雇用保険法 60 条の 2 第 1 項の規定による教育訓練給付金の支給を受けた者については、当該取扱いを適用しない。）

具体的には、受給資格確認票（様式第 33 号の 2 の 2）に記載された、被保険者番号、生年月日、氏名、受講開始日をシステムに入力することによって、センターに照会する。

(ハ) 訓練前キャリアコンサルティングに係る確認

ジョブ・カードに記載されている訓練前キャリアコンサルティングの結果を確認する。

具体的には、ジョブ・カードに記載されている訓練対応キャリアコンサルタントのコメントの内容と受給資格確認票に記載された教育訓練の内容に整合性があるか、第 101 条の 2 の 12 第 9 項に規定する担当キャリアコンサルタントが留意すべき事項に沿って訓練前キャリアコンサルタントを実施したことを示す「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿って実施した」という記載があるか確認するとともに、訓練前キャリアコンサルティングを行ったキャリアコンサルタントが訓練対応キャリアコンサルタントであるか確認する。

訓練対応キャリアコンサルタントの名簿は労働局で管理しているため、公共職業安定所は必要に応じ訓練対応キャリアコンサルタントであるか労働局に照会する。他の労働局管内の安定所に配置され

た訓練対応キャリアコンサルタントの確認は、労働局が安定所からの照会を受けて他の労働局あてに照会する。この照会は電話による確認で差し支えない。

ジョブ・カード自体の有効期限はないが、適切な訓練前キャリアコンサルティングに基づく専門実践教育訓練の受講となるよう、受講開始日前1年以内に訓練前キャリアコンサルティングを受けたものであること。

(二) 専門実践教育訓練に係る確認

受給資格確認票に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、専門実践教育訓練受講予定者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始する予定であることを確認する。

具体的には、教育訓練が、専門実践教育訓練に該当し、指定期間内に開始する予定であることについて、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始予定日について、配付された厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧と照合するか又は受給資格確認票により指定番号、受講開始予定日を入力することによりセンターに照合する。

(ホ) 代理人の場合

専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認を代理人又は社会保険労務士によって行う場合、教育訓練支援給付金の受給資格確認は行えないことに留意する。

ハ 住居所管轄安定所における受給資格確認票の保存期間は、7年間とする。

個人番号が記載された受給資格確認票の保存に当たっては、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

また、委任状は受給資格確認票と一括して保存する。

本人・住居所確認書類については、確認後、原則として本人に返却する。

なお、郵送により送付された個人番号の情報を含む確認書類については廃棄を必須とする。

個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要があるため、廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

個人番号の記載がある受給資格確認票の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うに当たっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

ニ 令和4年10月1日以降に専門実践教育訓練給付金受給資格の決定を行う場合、マイナンバーカード利用者に対しては、教育訓練受給資格者証の作成に替えて、専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きの都度、処理状況等を印字した教育訓練受給資格通知を交付する。

マイナンバーカード利用者が専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きを行う場合は、手続きのタイミングごとに、原則としてマイナンバーカードによる認証（マイナンバーカード利用者がマイナンバーカード受付システムのカードリーダーに本人のマイナンバーカードをかざし4桁のパスワードを入力することにより本人確認を行うことをいう。ただし、安定所の繁閑、混雑状況等に

じてマイナンバーカードを掲示させる方法で代替して差し支えない。この際、一時であっても窓口においてマイナンバーカードを預かることはしないよう留意すること。以下同じ。)を行う。

なお、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定時にマイナンバーカード利用者として設定された者は、その後教育訓練受給資格者証による手続に変更することは原則として認めない(変更するためには台帳閉鎖した上で新たに受給資格決定を行う必要が生じる。詳細はセンター要領参照。)

58234(4) 教育訓練台帳の作成及び記録

イ 教育訓練台帳作成の目的

専門実践教育訓練給付金については、教育訓練台帳を作成する。

教育訓練台帳は、各専門実践教育訓練受講予定者について、その受給資格の詳細、専門実践教育訓練等に関する事項等その者についての専門実践教育訓練給付金に関する事項について記録するものである。したがって、その作成及び記録に当たっては、関係法令に精通して誤りのないよう慎重に取り扱うことを要する。なお、教育訓練台帳は、システムに記録・保管しておくものであるが、安定所は必要に応じてセンターにその記録内容の照会を行うものである。

ロ 教育訓練台帳の作成及び記録

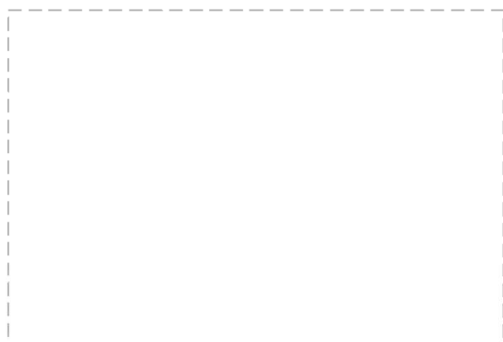
専門実践教育訓練給付金受給資格のあることを確かめたときは、受給資格確認票に必要事項を記載した上、当該受給資格確認票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の作成と同時に教育訓練台帳を作成する。

教育訓練給付金支給対象者に関する事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

なお、教育訓練台帳の作成要領及び記録要領についてはセンター要領参照。

58235(5) 支給要件期間が不足する者等支給要件を満たさない者から受給資格確認票が提出された場合の措置

専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、受給資格否認通知書を本人に通知する。



交付 令和 年 月 日

教育訓練給付金（専門実践教育訓練）否認通知書

被 保 険 者 番 号	氏 名	生 年 月 日	
教 育 訓 練 施 設 の 名 称			
教 育 訓 練 講 座 名			
指 定 番 号	指 定 期 間		
実 施 方 法	標 準 的 教 育 訓 練 経 費	受 講 開 始 年 月 日	受 講 修 了 年 月 日
決 定 年 月 日	一 般 被 保 険 者 又 は 高 年 齢 被 保 険 者 で な っ た 年 月 日	支 給 要 件 期 間	支 払 方 法
通 知 内 容			

58236 (6) 受給資格の決定に伴う事務処理

審査係は、認定係から回付を受けた教育訓練受給資格確認票について、内容の審査をした結果、専門実践教育訓練給付金受給資格者であると認定したときは、教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を作成（58237 参照）し、教育訓練受給資格確認票に必要事項を記載の上教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を添付して、安定所長の決裁を受ける。決裁の記録は、受給資格確認票の所定欄に行う。

受給資格の決定があった場合には、教育訓練受給資格者証の所定の箇所に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上、当該教育訓練受給資格者証を受給資格者に交付するとともに、受給資格確認票に本人写真を貼付する。（58232（2）により、写真の貼付を省略した場合は、その限りでない。）

マイナンバーカード利用者については、教育訓練受給資格者証に替えて教育訓練受給資格通知を交付し、本人写真の貼付は不要とする。また、専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きなど教育訓練受給資格者証を本人確認資料として提出させる手続きにおいては、別途マイナンバーカードによる認証により本人確認を行うこととする。ただし、代理人又は郵送による申請が可能な手続きにおいて、マイナンバーカード利用者が代理人又は郵送により申請を行う場合は、マイナンバーカードによる認証は不要とするが、支給番号を特定するため、必ず直近に交付された教育訓練受給資格通知（写しでも可）を添付させることとする。

マイナンバーカード利用者には、マイナンバーカード受付システムによりマイナンバーカードと被保険者番号の紐付けを行う。

58237 (7) 教育訓練受給資格者証等の作成及び交付

イ 概要

(イ) 受給資格確認票を提出した者について受給資格の決定を行ったときは、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を作成して、これをその者に交付する（則第 101 条の 2 の 12 第 2 項）。教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は、これを提示することによって専門実践教育訓練給付金受給資格者であることを証明するものであることから、作成に当たっては常に慎重を期さなければならない。

専門実践教育訓練受講予定者がその専門実践教育訓練について教育訓練支援給付金の受給資格の決定も受けた場合、両給付金の受給資格者証は同一の用紙により作成する。

(ロ) 教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練受講予定者に交付する際には、受給資格確認票の備考欄に適宜の文言等により交付した旨（「〇月〇日教育訓練受給資格者証交付済」等その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない。）を明らかにしておく。

ロ 教育訓練受給資格者証等の作成及び記録

(イ) 教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は、58234 により教育訓練台帳を作成すると同時に作成する。専門実践教育訓練受講予定者に対する処分を行った場合又はその記載事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

(ロ) 教育訓練受給資格者証の「(処理状況)」欄に余白がなくなった場合には、以後教育訓練受給資格者証を添付させた上、被保険者番号欄及び氏名欄の記載を行った教育訓練受給資格者証(続紙)の「(処理状況)」

欄を使用することとする。

この場合、教育訓練受給資格者証の「(処理状況)」欄の末尾に「継続」と朱書するとともに、教育訓練受給資格者証(続紙)の余白にも「継続」と朱書する。旧の教育訓練受給資格者証を添付しなかった場合の取扱いについては、51252(認定)参照。

(ハ) 教育訓練受給資格通知には、今回処理分と前回処理分の記録のみが「処理状況」欄に印字される。ただし、専門実践教育訓練給付金受給資格者が希望すれば、これまでの処理履歴全体を印字した教育訓練受給資格通知(以下「教育訓練受給資格通知(全件)」という。)を交付することもできる(教育訓練受給資格通知(全件)の作成方法はセンター要領参照)。

ハ 作成後の処理

作成が終わったときは、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練受講予定者に交付する。後日郵送により本人あてに交付することとしても差し支えない。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の交付時には教育訓練受給資格者証第2面又は教育訓練受給資格通知の注意事項に留意するよう指導するほか、教育訓練支援給付金の受給資格者に対しては教育訓練支援給付金の受給について注意すべき事項の説明を行う。教育訓練支援給付金の受給資格確認申請を同時に行うことができない者が、後日申請を希望する場合は、教育訓練支援給付金の確認申請の際に、離職票等必要書類とともに教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を持参するよう指示する。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を郵送により交付する場合は、受給資格確認票提出時にあらかじめ説明を行う。郵送又は電子申請により受給資格確認の申請があった場合は、適宜の方法により説明を行う。

なお、作成が終わった教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練給付金受給資格者本人に交付することができない場合にあっては、当該教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は別途保管する。

ニ 教育訓練受給資格者証等の再作成

(イ) 紛失等による場合

専門実践教育訓練給付金受給資格者は、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を滅失又は損傷したときは、住居所管轄安定所に申し出て、再交付を受けることができる(則第101条の2の15、則第50条)。住居所管轄安定所は、滅失又は損傷により専門実践教育訓練給付金受給資格者から教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の再交付の申し出があったときに、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を再交付する場合には、58232に準じ本人確認を行う(損傷した教育訓練受給資格者証によって本人確認が可能な場合を除く。)。また、教育訓練受給資格者証を再交付する場合には、安定所長の決裁を受けた上、所要の再作成処理を行い、再作成した教育訓練受給資格者証の第1面余白に「再交付」と朱書すること(教育訓練受給資格通知を再交付する場合には、「再交付」の印字は不要)。

ホ 教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は教育訓練受給資格否認通知書には、個人番号の表示は行われず。登録された個人番号の提供を求められた場合、提出された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)二のとおり案内すること。

なお、個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、別途示す様式により受取証明を交付すること。個人番号登録届又は個人番号変更届により、個人番号の登録を行った場合、システム上、

個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票の写しを交付することとして差し支えない。

へ 個人番号の記載がない受給資格確認票が郵送されてきた場合（既に雇用保険被保険者番号と個人番号の紐付けがなされている場合を除く）は、原則返戻し、確認書類の追完をもってこれを受理する。

郵送されてきた受給資格確認票に個人番号が記載されていても個人番号又は身元（実在）確認書類が添付されていない場合は、個人番号の確認等ができないため、個人番号の確認書類の追完をもってこれを受理する。

様式第33号の2の4（第101条の2の7第4号関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証（第1面）

1. 被保険者番号		2. 氏名	
3. 性別	4. 受講開始時年齢	5. 生年月日	6. 離職又は在職の別の表示
7. 住所又は居所			
8. 支払方法（記号（口座）番号—金融機関名—支店名）			
9. 支給番号		10. 離職時賃金日額	11. 支給日額
12. 指定教育訓練実施者名		13. 教育訓練施設の名称	
14. 教育訓練講座名			
15. 指定番号	16. 実施方法		17. 訓練期間
18. 受給資格確認年月日	19. 受講開始日	20. 受講修了予定日	
21. 登録資格			
22. 登録訓練経費			

管轄公共職業安定所

電話番号

交付年月日

公共職業安定所



折り曲げ線

注意事項

- この証は、受講修了日から1年間は大切に保管してください。もし、この証を滅失、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）、又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、區別として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 定められた出題日に差所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）又は教育訓練支援給付金を受け、又は受けようとしたときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
- 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

被保険者番号

（第2面）

(113) 2025.4

写真欄
3×2.4

被保険者番号

氏名

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	処理状況		備考
				種類	支給金額	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

折り曲げ線

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	処理状況		備考
				種類	支給金額	
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						

種類	教育訓練給付金 (第101条の2の7第2号関係)	専門訓練給付金
	教育訓練給付金 (第101条の2の7第3号関係)	訓練追加給付金
	教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の頭に(未)を付す。
追給	支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。

被保険者番号



教育訓練受給資格通知

個人番号登録有無		住 居 所 管 轄 安 定 所	
1. 被 保 険 者 番 号		2. 氏 名	
3. 性 別	4. 受講開始時年齢	5. 生 年 月 日	6. 離 職 又 は 在 職 の 別 の 表 示
7. 住 所 又 は 居 所			
8. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)			
9. 支 給 番 号		10. 離 職 時 賞 金 日 額	11. 支 給 日 額
12. 教 育 訓 練 実 施 者 名		13. 教 育 訓 練 施 設 の 名 称	
14. 教 育 訓 練 講 座 名			
15. 指 定 番 号	16. 実 施 方 法	17. 訓 練 期 間	
18. 受給資格確認年月日	19. 受 講 開 始 日	20. 受 講 修 了 予 定 日	
21. 登 録 資 格			
22. 登 録 訓 練 経 費			

管轄公共職業安定所 〒
電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所長兼安定
所長印

注 意 事 項

- この通知は、受講終了日から1年間は大切に保管してください。もし、この通知を滅失したり、損傷し、再交付を希望する場合には申し出て再交付を受けてください。
- あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を出してください。
- 教育訓練給付金に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。



教育訓練受給資格通知

1. 被保険者番号	2. 氏名		3. 性別
4. 生年月日	5. 指定番号	6. 受講開始日	7. 受講終了予定日

No.	処理年月日	種別	処理状況

教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）	専門訓練給付金
教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）	訓練追加給付金
教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の額に(未)を付す。
過給	支給金額又は(未)の額に(過)を付す。

注 意 事 項

- この通知は、受講終了日から1年間は大切に保管してください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 教育訓練給付金に関する処分又は上記2の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 定められた出題日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。

青森公共職業安定所 〒
電話番付

交付 年 月 日

公共職業安定所 青森安定
所長印

58238(8) 支給申請期間の指示

イ 受給資格決定時に教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に各支給単位期間とその支給単位期間ごとの支給申請期間を記載して指示する。なお、支給申請期間は、1支給単位期間について当該支給単位期間の末日の翌日から起算して1か月として指示する。

当該専門実践教育訓練講座の修了日が変更になった場合、当該修了日を含む支給単位期間に係る支給申請期間が変更になることを併せて説明しておく。

受講開始日に変更があった場合については58239(9)のとおり。

ロ 専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練支援給付金の受給資格者でもある場合、出頭日を指示することになるため、可能な限りこの日に同時に支給申請させることとする。

教育訓練支援給付金の出頭日に専門実践教育訓練給付金支給申請がなかった場合であっても、イの支給申請期間内に支給申請があった場合、専門実践教育訓練給付金の支給は行う。

ハ 資格取得等後の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給は、具体的には当該専門実践教育訓練の修了日、資格取得等した日及び就職の日によって決まるため、冊子を使用して説明を行う。

ニ 専門実践教育訓練給付金の支給申請書は、指定教育訓練実施者から配布を行う。

58239(9) 受講開始日に変更があった場合の指示

支給申請期間を指示する際には、あわせて受講開始日に変更があった場合速やかに申し出るよう指示する。

この申し出は、本人が指定教育訓練実施者に確認のうえ、受講開始日が分かるものを公共職業安定所に提出することによって確認する。代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請による支給申請が可能な場合は、これらにより提出することができる。代理人等に関する確認は、支給申請と同様に行う。

公共職業安定所が受講開始日に変更があったことの申し出を受けた場合、専門実践教育訓練受講予定者及び指定教育訓練実施者に対して、当初の受講開始日と変更後の受講開始日が異なる理由を確認するとともに、その他の変更点がないか、受給資格決定を行った同一の訓練であるか否かについて確認を行う。その結果受給資格決定を行った専門実践教育訓練と同一の教育訓練であることが確認できた場合、教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の受講開始日を修正する。

受講開始日に変更があった場合、支給単位期間にも変更があることから、新たに支給単位期間とその支給単位期間ごとの支給申請期間を指示する。

58240(10) 事務の委嘱による場合

イ 則第101条の2の17の規定に基づき委嘱を受けた安定所の長は教育訓練給付金に関する事務の業務を行う。

ロ 上記イの委嘱を受けた安定所（以下58240(10)において「委嘱先安定所」という。）において専門実践教育訓練給付金に係る受給資格決定を行った場合は、以降の教育訓練給付金に関する事務については、委嘱先安定所において行うこととなり、再委嘱を行うことは原則認められない。

ハ 委嘱先安定所が受給資格決定を行う場合の事務処理は以下による。

(イ) 受給資格者から提出された書類及び雇用保険受給資格者証（本人の写真付き）の写し又は雇用保険受給資格通知に基づき、受給資格決定に係る事務処理を行う。

(ロ) (イ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。この際、(イ)文書に求職票等の資料を添えて安定所長の決

裁を受けることを要する。

58241-58250 5 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給決定手続

58241(1) 支給申請書の内容等

イ 専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、次の確認書類を添えて、及び教育訓練受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）支給申請書（様式第33号の2の5）を提出しなければならない。

(イ) 受講証明書（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては、専門実践教育訓練修了証明書）

指定教育訓練実施者が、その講座の受講認定基準（又は修了認定基準）に基づいて、受講者の教育訓練の受講（又は修了）を認定した場合に発行される。

(ロ) 教育訓練経費に係る領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った支給申請に係る支給単位期間の教育訓練経費について発行する。

なお、受講者がクレジットカードの利用等、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）を発行する。

領収書（又はクレジット契約証明書）には、「指定教育訓練実施者の名称」「教育訓練施設の名称」「受講者（支払者）氏名」「支給申請に係る支給単位期間」「当該支給単位期間に係る教育訓練経費の領収額（又はクレジット契約額）」「領収日（又はクレジット契約日）」「領収印」が盛り込まれていることは当然であるが、その他、領収書（クレジット契約証明書）発行の対象となった専門実践教育と領収額の根拠が特定できるよう、「教育訓練講座名」又は「指定番号」のいずれか一方又は両方、及び「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」について付記されていることが必要である。

また、指定教育訓練実施者がゆうちょ銀行の私製承認を得て作成した5連（又は4連）式の払込請求書（振替請求書）によって支払いが行われた場合、払込郵便局の受付印のある「振替払込金証明書兼払込金受領証」は、領収書に代えることができる（ただし教育訓練施設の名称（通常、加入者名は指定教育訓練実施者である法人名となっており、施設名とは異なるためこれを記入する必要がある。加入者名と施設名が全く同一である場合は不要である。）、教育訓練講座名又は指定番号、支給申請に係る支給単位期間、振替額内訳が明記され、振替額に当該支給単位期間に係る教育訓練経費以外の経費が含まれていない場合に限る）。

なお、領収額に訂正のある場合は無効である。

(ハ) 委任状

社会保険労務士以外の代理提出の場合に、本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状が必要。

なお、社会保険労務士による提出代行の場合は、支給申請書（様式第33号の2の5）の備考欄又は欄外に、本人から社会保険労務士に委託する旨自署してあり、昭和62年3月24日付け労徴発第18号に規定する署名又は定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。

(ニ) 削除

(ホ) 教育訓練経費等確認書

支給対象者本人に記載させ、氏名を記載した上で提出させる。

また、代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請による支給申請の場合も、支給対象者本人に記載させ、氏名を記載した上で提出させる。

教育訓練経費等確認書（専門実践教育訓練版。以下「専門実践教育訓練経費等確認書」という。）は、教育訓練経費等確認書は原則教育訓練施設が配布することとしているが、支給対象者から支給申請に係る相談があったときは、同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内するか、安定所において適宜配布すること。

(ハ) 返還金明細書

領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に還付された（される）場合は、当該教育訓練施設が本人に発行した当該還付額が記載された「返還金明細書」の提出が必要。

(ト) 専門実践教育訓練給付金最終受給時報告

当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。（当該専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付金の支給を受けようとする場合に限る。）

当該報告は、後日、政策の効果検証に活用するため、指定講座番号や回答の記入漏れがないか確認の上で受理すること。

なお、58255(5)、58260-5(5)における申請を同時に行う場合には、当該支給申請書の添付書類として省略することができる。（教育訓練給付金支給申請書（様式33号の2の6）、教育訓練給付金支給申請書（様式33号の2の7）における添付書類の省略は不可。）

ロ 支給申請書（様式第33号の2の5）には、以下の事項を記載しなければならない。

申請者の被保険者番号、受講開始年月日、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、支給申請に係る支給単位期間、当該支給単位期間に係る教育訓練経費、教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称、氏名（あっせんを受けていない場合を除く。）、受講修了年月日（受講修了日を含む支給単位期間のみ）

ハ 支給対象者が、住居所管轄安定所に代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請により支給申請を行う場合であっても、当然の確認書類は必須であるが、在籍していることの確認はシステムにより雇用保険被保険者台帳を照会することで行うものとする。

ただし、その支給対象者が雇用保険の未適用事業所で就労している場合又は雇用保険の被保険者資格の取得が行われていない場合には、併せて在職証明書も徴することとする。

なお、当該受理に当たっては後日住居所管轄安定所より確認のための連絡がある可能性を教示しておく。

ニ 郵送申請の場合は、事故防止のために、簡易書留を活用させることが望ましい。

ホ 住居所管轄安定所（事務が委嘱された場合（58240(10)参照）は、当該委嘱を受けた安定所。）における支給申請書（様式第33号の2の5）の保存期間は、専門実践教育訓練給付金（不）支給の決定後7年間とする。

また、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）、委任状は支給申請書（様式第33号の2の5）と一括して保存する。

当該支給単位期間の教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。

へ 受給資格確認申請の際に個人番号の登録を行わなかった者については、支給申請書とともに個人番号登録届を提出させる。個人番号登録届の提出がない場合は返戻し、追完をもって受理する。個人番号登録届の本人の個人番号の確認等の取扱は、58232(2)イ(ヌ)のとおり取り扱うこと。ただし、在留資格のない外国人（被監理者の一部、仮滞在許可者等）や在留期間が3ヶ月以下である外国人は在留カードを交付されておらず、したがって個人番号の交付もないため、個人番号登録届の提出は不要である。

また、個人番号登録届又は個人番号変更届については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。この場合、個人番号の確認等に時間を要する場合の取扱いについては、58232(2)ホに準じて処理を行う。

個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄とする必要があるため、廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

様式第33号の2の5（第101条の2の7第4号関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別

13504

1. 被保険者番号

□□□□-□□□□□□□□□□

2. 受講開始年月日

□□-□□□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日

3. 指定番号

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練施設の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

4. 支給単位期間（初日）（末日）

□□-□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日 年 月 日

5. 受講終了年月日

□□-□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (4平成 5令和)
元号 年 月 日

6. 4の期間に係る教育訓練経費

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (販売代理店等) (販売員)

雇用保険法施行規則第101条の2の12第5項の規定により、上記のとおり教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）の給付の支給を申請します。
 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 _____

記安※ 公 共 職 業 安 定 所 長 の 印 鑑 を 貼 付 す	7. 教育訓練給付金支給・不支給決定年月日	8. 未支給区分	9. 支払区分	10. 不支給理由
	□□-□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ <small>元号 年 月 日</small>	□□ (空欄 未支給以外) 1 未支給	□□	□□ (1 受講不良 2 申請期限 3 その他)
	11. 所得制限に係る賞金日額 (区分一日額又は総額)			
	□□-□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			

備考

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

※ 処 理 欄	決定年月日	令和 年 月 日
	支給決定額	円
	不支給理由	
	通知年月日	令和 年 月 日
資格者証	受講証明	領収書
	本人・住所	運・離・出印
		本・代・郵

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

注意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）の支給申請を行うためのものです。
指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より（1）～（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
 - （1）指定教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の「受講証明書」
 - （2）指定教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - （3）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
 - （4）教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証
 - （5）専門実践教育訓練給付金最終受給時報告（当該専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付金の支給を受けようとする場合）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - （1）□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - （2）年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→
 - （3）※印のついた欄には記載しないでください。
 - （4）1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - （5）2～6欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。また、訓練が修了した方のみ5欄を記載してください。
 - （6）6欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する当該支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。

教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項 (専門実践教育訓練給付金版)

<<必ずお読みください>>

○ 事実に即した申請

支給申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて返還額の2倍の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。また、不正に係る受講開始日前の被保険者であった期間はなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。教育訓練支援給付金は要件を満たさなくなるので、支給を受けることができなくなります。

○ 教育訓練経費の範囲

「教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書」⑥欄と「教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）支給申請書」7.～14.の教育訓練経費とは、申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学料及び受講料の合計をいい、検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納額等については含まれません。

また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

○ 不正受給処分の対象となる具体例

こうした適正な教育訓練経費の範囲等から、次のような場合においては、雇用保険法第60条の3第1項の「偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者」に該当し、不正受給処分の対象となりますので十分にご留意願います。

- ① 受講申込者が他者に当該講座を受講させ、受講申込者の名義で支給申請を行った場合は、実際に受講申込者が給付を受けたか否かにかかわらず、当該受講申込者の不正受給となります。
- ② 講座の修了に必要な試験について、指定教育訓練実施者や販売代理店等から解答の提供を受けて受験した場合等は、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書が交付されても、実質的に修了していないことから、教育訓練給付金の支給申請を行うことはできません。この点を承知した上で虚偽の受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書により支給申請を行った場合には不正受給となります。

- ③ 指定教育訓練実施者、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含みます。）は、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告するのしなければ、不正受給となります。
- ④ パソコン等の器材を含めた教育訓練経費の申告は不正受給となります。

○ その他の注意事項

- ① 代理人による提出の場合は、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要となります。委任状の文例＝「私は、（代理申請の理由）のため下記の者を代理人に定めて、（本人住居所管轄安定所）に教育訓練給付金支給申請書及び確認書類を提出することを委任します。（本人住居所・氏名・印）記（代理人氏名）（代理人住所）（本人と代理人の間柄）（代理人の所属）」
また郵送による提出の場合、事故防止のため、できるだけ簡易書留を用いるようにしてください。
- ② 支給申請に係る教育訓練の受講修了により習得した職業能力の内容などの教育訓練の受講の成果や、その教育訓練の講座の具体的な内容などについて、公共職業安定所がお伺いすることがあります。
- ③ 個人番号を記載した支給申請書を代理人を通じて提出する場合、代理人の身元を確認することのできる書類の写しが必要となります。

教育訓練経費等確認書
(専門実践教育訓練給付金版)

- 以下の点に「正しく」お答えください。
- 記載すべきことを記載しなかったり、偽りの記載があった場合には、不正受給として、以後給付を受けられなくなるばかりでなく、返還命令（不正に受給した金額の返還）、納付命令（返還額に加え、返還額の2倍の金額の納付）を受け、また、場合によっては詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。
- 教育訓練経費とは、申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学金及び受講料の合計をいい、検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、指定教育訓練実施者が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支申請時点給での未納の額等については含まれません。
また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学金又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。ただし、教育訓練給付の支給を受けた後に、事業主等から手当等が支給された場合は、支給申請を行ったハローワークに速やかに届け出てください。
なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

- 1 現在、他の教育訓練講座を受講中ですか。又は今後、受講する予定はありますか（受給した給付金額の大小に関わらず、先に給付された教育訓練給付金が優先され、給付金を最後に受給した日の翌日から3年間は一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を受給することができません。）

はい いいえ

↓

- ・ 「はい」と答えた方に伺います。受講中又は受講予定の教育訓練講座の受講開始日（予定含む）はいつですか。

受講中 (受講開始日 年 月 日)

受講予定 (受講開始日(予定) 年 月 日)

- 2 指定教育訓練実施者（販売代理店等を含みます。）に対して実際に支払った入学金・受講料の合計額はいくらですか。（支払っていない場合には0と記載して下さい。）

(円)

- 3 指定教育訓練実施者（販売代理店等を含みます。）に支払うこととしてクレジット契約を結んだ入学金・受講料の合計額はいくらですか。（クレジット契約をしていない場合には0と記載して下さい。）

(円)

- 4 指定教育訓練実施者（販売代理店等を含みます。）、事業所その他の団体から還付を受けましたか。又は受けることになっていますか。（奨励金、広報費、紹介料等名称の如何を問いません。）

はい いいえ

↓

- ・ 「はい」と答えた方に伺います。その場合の還付を受け、又は受けることとされている金額はいくらですか。

(円)

→裏面に続きます

【報告様式】 専門実践教育訓練給付最終受給時報告／特定一般教育訓練給付受給時報告／専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告／特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告

○この報告様式は、「専門実践教育訓練給付制度(※)」及び「特定一般教育訓練給付制度(※)」の指定講座を受講修了された方のうち、専門実践教育訓練給付の最終受給手続き及び追加受給手続き、並びに特定一般教育訓練給付の受給手続きをされる方を対象に、受講の効果等についてお伺いするものです。〈調査票：片面2枚1組〉

○この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出いただくようお願いいたします。

(※)「専門実践教育訓練給付制度」及び「特定一般教育訓練給付制度」…労働者の自発的な職業能力の開発・向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。

雇用保険被保険者番号	
------------	--

受講修了した講座の名称		性別	男性・女性	年齢	()歳
指定講座番号					

問1.【全員ご回答ください】

受講修了した講座の受講を開始した年月(例:2017年4月など)を記載してください。

受講開始年月(年 月)

受講修了年月(年 月)

問2.【全員ご回答ください】

受講修了後、どの程度の期間が経っていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. ~3か月未満
2. 3~6か月未満
3. 6~9か月未満
4. 9~12か月未満
5. 1年以上

問3.【全員ご回答ください】

問3-1. 当該講座の受講を開始した時点で、当該講座をキャリア設計にどう活かそうとしていましたか。該当する番号を○で囲んでください(複数回答可)。

1. 現在の仕事に必要な知識・能力を身に付けるため
2. 昇進・昇格に備えて
3. 配置転換・出向に備えて
4. 資格取得等により、転職するため
5. 資格取得等により、正社員に転換するため
6. 再就職のため
7. その他 () ← ご記入ください

問3-2. 受講により、当初期待していたこと(問3-1)は実現できそうですか。

1. 実現できた
2. 実現できそう
3. 実現できなそう
4. 分からない

問4.【全員ご回答ください】

受講した講座に取得目標資格が設定されていた場合、あなたは目標資格を取得しましたか。

1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

※専修学校(職業実践専門課程)、専門職大学院(法科大学院を除く)、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座など、受講した講座に取得目標資格が設定されていなかった場合には、「6」を選んでください。

1. 資格を取得した
2. 受験したが、取得できなかった
3. 受験したが、結果が出ていない(結果待ち)
4. 受験を予定しているが、現時点で受験に至っていない
5. 受験は予定していない
6. 講座に取得目標資格が設定されていない

問5.【全員ご回答ください】

問5-1. 受講開始時点のご自身の就業等の状況について、1つ選んで該当する番号を記入してください。

1. 正社員
 2. 非正規雇用(派遣労働者、契約社員を含む)
 3. その他の就業(自営業等)
 4. 非就業
- 問5-2へそのままお進みください。
- 問7へお進みください。

問5-2. 現時点(アンケート回答時点)で受講開始時点と就業等の状況に変化はありましたか。

1. 変化があった → 問5-3へお進みください。
2. 変化はない → 問6へお進みください。

問5-3.【問5-2で1を選んだ方のみご回答ください】

変化後(現時点)の就業等の状況について、該当する番号を○で囲んでください。

1. 正社員
2. 非正規雇用(派遣労働者、契約社員を含む)
3. その他の就業(自営業等)
4. 非就業

問6.【問5-1で1~3を選んだ方のみご回答ください】

受講開始時に就業していた方にお伺いします。講座の受講の効果として、どのようなものがある(あった)と思いますか。当てはまるものを複数選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 処遇の向上(昇進、昇格等)に役立つ
2. 配置転換等により希望の業務に従事できる
3. 円滑な転職に役立つ
4. 賃金のアップ、資格手当等への反映
5. その他(社内外の評価が高まるなど)の効果
6. 特に効果はない

問8へお進みください

問7.【問5-1で4を選んだ方のみご回答ください】

受講開始時に就業していなかった方にお伺いします。

(1)講座受講の効果として、どのようなものがある(あった)と期待していますか。最も当てはまるものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 早期に就職できる
2. 希望の職種・業界で就職できる
3. より良い条件(賃金等)で就職できる
4. その他の効果
5. 特に効果はない

(2)講座の受講修了後、どの時点で就職しましたか。最も当てはまるものを1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した
2. 受講修了後3~6か月以内に就職した
3. 受講修了後6~12か月以内に就職した
4. 受講修了後1年を超えて就職した
5. 就職していない

問8.【全員ご回答ください】

受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等は、ご自身の期待した能力の習得(例 目標資格の取得)に役立つものとして満足できましたか。1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問9.【全員ご回答ください】

講座受講と給付金の関係について、該当する番号を1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 給付金が支給されるので、講座を受講した
2. 給付金が出なくても講座を受講した

問10.【全員ご回答ください】

教育訓練給付制度をどうやって知りましたか。該当する番号を○で囲んで下さい(複数回答可)。

1. 厚生労働省のホームページ
2. ハローワークからの紹介(リーフレット等)
3. 勤務先からの紹介
4. 家族・知人からの紹介
5. 教育訓練機関からの紹介
6. その他()

一ご記入ください。

問11.【全員ご回答ください】

専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、自らのキャリア形成に役立つものとして満足できましたか。1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問12.【自由記述】

専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、ご自身のこれからのキャリア形成にどのように活かすことができると期待しているか、具体的に記載してください。

記入欄は以上です。

58242(2) 支給要件等の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）の提出を受けた住居所管轄安定所においては、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会及び 58244 の支給額の算定は、実際には、支給申請書をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって 58245 の支給（不支給）決定通知書の作成が行われる。

イ 本人の確認

支給申請者が専門実践教育を受講（又は修了）した支給対象者本人であることを確認する。具体的には、教育訓練受給資格者証に貼付された本人の写真によって行う。（58232（2）により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

なお、教育訓練受給資格者証を提出できない場合でも、それが紛失したものであることが明らかであり、本人であることの証拠があるような場合には教育訓練受給資格者証を再交付することもできる（則第 101 条の 2 の 15、則第 50 条、58533 参照）。また、教育訓練受給資格者証を提出する（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）ことができないことについて正当な理由がある場合には、次の支給申請期間に必ず提出すべく指示して教育訓練受給資格者証の提出（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証）のないまま給付金の支給決定を行い得る（則第 101 条の 2 の 15、則第 44 条）。

ロ 専門実践教育訓練に係る確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、支給を受けようとする者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始し、当該専門実践教育を受講し、修了する見込みがある事実（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては、修了した事実）を確認する。

具体的には、支給申請書に記載された教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始年月日、受講修了年月日（修了した日を含む支給単位期間の場合のみ）が、指定教育訓練実施者の発行した受講証明書（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては専門実践教育訓練修了証明書）の記載内容と同一であることを確認した上で、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知と相違ないか確認する。これらに加えて「専門実践教育訓練経費等確認書」により講座の受講（修了した場合にあっては修了）に当たって講座（修了した場合にあっては修了試験等）を適切に受けたか否かを確認する。

受講証明書において講座を修了する見込みがないとされている場合、当該支給単位期間以降の全期間を不支給とする。

講座を修了する見込みがないとは、当初講座を修了することが予定されていた期間内に修了できないことを指し、成績不十分である場合のほか、休学等のため受講開始当初に予定された受講期間内に修了できない場合を含む。

なお、専門実践教育訓練が、受講開始後に指定取消となった場合、当初の指定内容に沿った教育訓練が実施され、それを修了する見込みがある場合又は修了した場合には、専門実践教育訓練を修了する見込みがある又は修了したものとみなされる。

ハ 専門実践教育訓練受講実態の確認

専門実践教育訓練を受講している実態があるか、支給申請者から講座の内容、受講状況の聞き取り等により

確認する。聞き取った事項は支給申請書備考欄等、適宜記録をする。

ニ 教育訓練経費の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はその全て。）に記載された教育訓練経費と同一額であることを確認する（「返還金明細書」が必要な場合を除く。）。

「返還金明細書」が提出された場合は、支給申請書に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はその全て。）に記載された教育訓練経費から「返還金明細書」に記載された返還額を差し引いたものとなっていることを確認する。

ホ 専門実践教育訓練経費等確認書による確認

対象専門実践教育訓練に係る支給申請、代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請による支給申請の場合は、支給申請者本人に、訓練の成果、講座の目標とする資格試験等の受験日（予定日）（受験していない（予定がない）場合は、その理由）、入学金及び受講料に係る実際の自己負担及び支払いの猶予・免除の有無及び額、パソコン等の無償提供や報奨金の支給等の有無及び具体的内容等を「専門実践教育訓練経費等確認書」に支給申請時において記載させ、氏名を記載の上、提出させることにより、必要な確認を行う。

指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）又は事業所から記述方法や答え方について示唆、助言等を受けたかを併せて確認するとともに、確認書の記載内容やその際の安定所とのやりとりについて、指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）、事業所に対して報告は行わないように、助言、指導する。

なお、支給申請を代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請によって行う場合であって、専門実践教育訓練経費等確認書が添付されていないときは、電話で確認書の内容を直接本人に確認した上で、専門実践教育訓練経費等確認書を本人に郵送又は同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内してその聴取内容に従い記載させ、氏名を記載の上で安定所に返送させる。この場合、支給申請書が支給申請の期限内に提出されれば、専門実践教育訓練経費等確認書が当該期限の後に提出されても、支給申請が期限内になされたものとして取り扱う。

ヘ 高収入の在職者でないかの確認

法令上最短 4 年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している者については、3 年目の受講が終了した後の最初の支給申請期間内において申請が行われた場合には、3 年目の後期（6 か月間）の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の 50%（3 年目の後期の支給単位期間の末日において 60 歳から 64 歳の者については 45%）屈折点における額以上かどうかを給与明細等をもって確認する。また、被保険者全記録をもって在職者であるかどうかの確認も併せて行う。

58243(3) 支給申請書と受講証明書（専門実践教育訓練修了証明書）との照合について

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）の記載事項については、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の照合により確認することとなるので、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の記載に不備な点がある場合には、申請者に対して、指定教育訓練実施者に再度受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の交付を受けた上で、支給申請を行うよう指導する。

こと。その際、支給申請書備考欄にその旨及び日付を記載して、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）とともに返付すること。

58244 (4) 支給額の算定

支給申請書をシステムに入力すること等により、58242 の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、58215 によって支給額を算定する。

58245 (5) 支給決定の通知と次回支給申請期間の通知

イ 支給申請を受けた安定所が支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定をしたこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した支給（不支給）決定を通知する。

このとき、次回の支給単位期間があるときは次回の支給申請期間を通知する。

ロ この支給（不支給）決定通知は、支給申請書をシステムに入力し、確認を経たものについて教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に印字出力されることとなり、支給申請者に対して、支給（不支給）決定後、印字出力された内容と支給申請書の記載内容を照合した上で、即日、本人又は代理人に対して教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を直接手交するか、あるいは後日郵送によって通知する。

郵送及び電子申請の場合は、郵送による通知に限られる。

58246 (6) 教育訓練給付金の口座振込の手続

イ 教育訓練給付金は、支給決定を受けた本人の普通預（貯）金口座への口座振込みによって支給する（58232(2)イ(リ)）。

ロ 口座振込みによって支給する場合以外の場合であって、専門実践教育訓練給付金受給資格者が疾病、負傷、就職その他やむを得ない理由によって、支給日に管轄公共職業安定所に出頭することができないときは、その代理人が当該専門実践教育訓練給付金受給資格者に支給されるべき専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる。

代理人に支給する場合は、次による。

(イ) 受領者について、専門実践教育訓練給付金受給資格者との関係及び代理の理由を聴取し、委任状を提出させる。

(ロ) 教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「(処理状況)」欄には、「代理人渡」である旨を記載する。

58251－58260 6 当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等があった場合

58251 (1) 概要

専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に一般被保険者等として雇用された者又は雇用されている者に対しては、教育訓練経費の 70%に相当する額を支給する。

教育訓練経費 70%に相当する額のうち教育訓練経費の 50%に相当する額は当該専門実践教育訓練受講中に支給

しているため、資格の取得等及び就職をした後に、70%相当額と50%相当額として既に支給している額との差額を支給する。

なお、平成30年1月1日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のおり、支給額は教育訓練経費の60%に相当する額であり、そのうち教育訓練経費の40%に相当する額は当該専門実践教育訓練受講中に支給しているため、資格の取得等及び就職をした後に、60%相当額と40%相当額として既に支給している額との差額を支給する。

58252(2) 支給対象者

イ 専門実践教育訓練給付金の受給資格者として資格決定を受け、当該訓練を修了した者であって、次の(イ)又は(ロ)の要件を満たしたものの。

(イ) 当該専門実践教育訓練を修了した日において就職していない者

次のa及びbの要件を満たしていること。

a 当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等を教育訓練受講開始日に予定された時期にしていること。

訓練受講開始日に予定された時期とは、当該専門実践教育訓練のカリキュラム上、受講開始日ごとに受講開始日時点で目標とする資格取得等する時期のことである。このため、1年に複数回資格取得等に必要の試験等が実施される場合であっても、訓練受講開始日に予定されていた最初の試験に限られる。当該専門実践教育訓練修了後に試験等を受けることとされている場合、修了後最初の試験等がこれに該当する。また、やむを得ない理由のため当該修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等を行うことができない者を含む（令和6年10月1日以降に受講を開始した者に限る。）。

b 専門実践教育訓練修了日の翌日から1年以内に一般被保険者等として雇用された日がある者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な者を含む。）であること。

(ロ) 当該専門実践教育訓練を修了する時点において一般被保険者等として就職している者

次のa及びbの要件を満たしていること。

a 専門実践教育訓練修了後、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等を教育訓練受講開始日に予定された時期にしていること。（(イ)aと同じ。）。

b 専門実践教育訓練修了日の翌日から1年以内に一般被保険者等として雇用されている日がある者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な者を含む。）。

ロ イ(イ)b及び(ロ)bの当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な者とは、次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者を指す。

(イ)又は(ロ)の場合、受講修了年度の次年度の最初の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに一般被保険者等として就職した場合も支給申請が可能である。(ハ)の場合、受講修了年度の翌年度の司法試験後に司法修習を開始した後、受講修了年度の翌々年度の司法修習生の考試を修了し、翌々年度当初までに一般被保険者等として就職した場合も支給申請が可能である。

- (イ) 本人がインフルエンザ等の感染症（58565 ロ(ハ) a(a)）に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合
当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。
- (ロ) 国会や裁判所等官公署への出頭など法令の定めがある事由があり、資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合
これは国会の参考人や裁判員等として出頭する場合にはやむを得ないものとして緩和するものであり、逮捕勾留されている場合や裁判の当事者などは含めない。
当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。
- (ハ) 法科大学院を修了し、試験等を経て法曹資格を得る場合
- (ニ) 専門実践教育訓練を年度末間近に修了し、訓練開始当初に受験を予定された試験等が当該教育訓練修了の翌年度にあるため、翌々年度当初に就職する場合
- ハ イ(イ) a 及び(ロ) a のやむを得ない理由のため当該修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等を行うことができない者とは次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する者を指す。
- (イ) 本人がインフルエンザ等の感染症（58565 ロ(ハ) a(a)）に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合
当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。
- (ロ) 国会や裁判所等官公署への出頭など法令の定めがある事由があり、資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合
これは国会の参考人や裁判員等として出頭する場合にはやむを得ないものとして緩和するものであり、逮捕勾留されている場合や裁判の当事者などは含めない。
当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。
- (ハ) 資格試験や資格取得までのスケジュール等から最短のスケジュールで資格を取得したとしても、教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に資格を取得することが困難である場合（介護福祉士、訪問介護員等）。
- ニ ロの(イ)若しくは(ロ)又はハの(イ)若しくは(ロ)に該当する者であることの確認は、58254(4)ロの支給申請期間に医師の証明又は官公署の証明により行うこととなるため、当初予定していた資格取得等に必要な試験等から1年後に試験等を受けることがあることから、資格取得が予定されている者に対しては、証明書類を保管しておくように指導する。

58253(3) 支給額

58215(5)ロ参照。

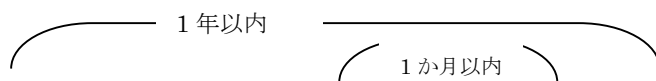
58254(4) 支給申請期間

イ 当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得し、かつ、訓練を修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者等として雇用された日の翌日から起算して1か月以内。

当該専門実践教育訓練の修了の前に当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得している場合、修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者等として雇用された日の翌日から起算して1か月以内。

なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

(例1) 訓練修了後に資格取得し、その後就職した場合



訓練修了日の翌日 資格取得 就職日(※)の翌日

※ 訓練修了日の翌日から1年以内に就職日があること

(例2) 訓練修了後に就職し、その後資格取得した場合

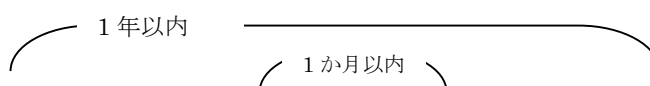


訓練修了日の翌日 就職の日(※) 資格取得の日の翌日(※)

※ 訓練修了日の翌日から1年以内に就職日があること。

受講開始時に受験が予定された最初の試験で資格取得等したものであることが要件とされていることから、実際は資格取得等の日の翌日もまた訓練修了日の翌日から1年以内となるが、1年以内にならないケースが生じた場合、具体的な事例を本省あてに照会すること。

(例3) 資格取得等後に訓練を修了し、その後就職した場合



資格取得 訓練修了日の翌日 就職日(※)の翌日

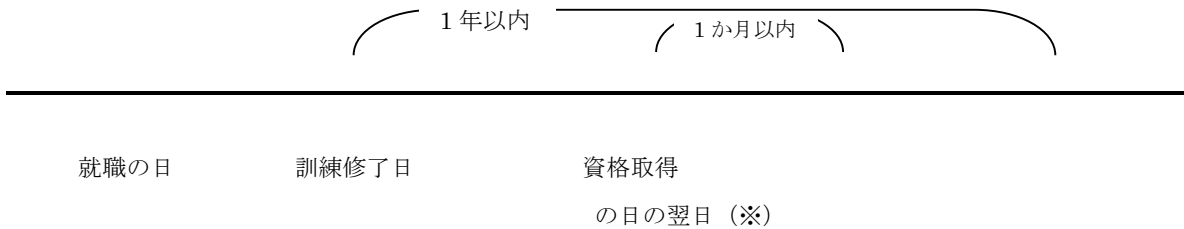
※ 訓練修了日の翌日から1年以内に就職日があること

ロ 訓練を修了した時点で被保険者として雇用されているものにあつては、当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得した日の翌日から起算して1か月以内。

当該専門実践教育訓練の修了の前に当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得している場合、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内。

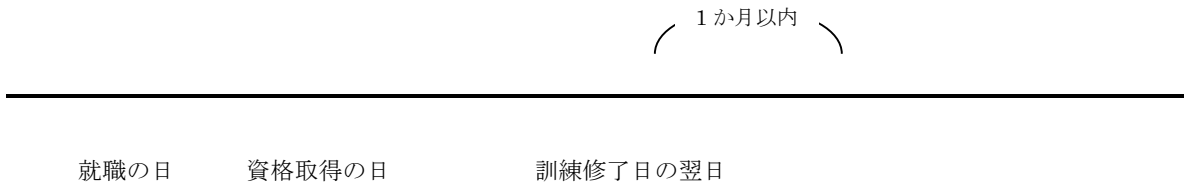
なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

(例4) 訓練修了前から就職していた者が、訓練修了後に資格取得した場合

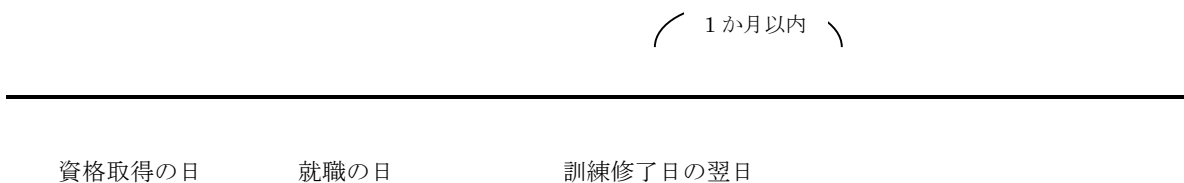


※ 修了日の翌日から1年以内に資格を取得した者であること。

(例5) 訓練修了前から就職していた者が、訓練修了前に資格取得した場合



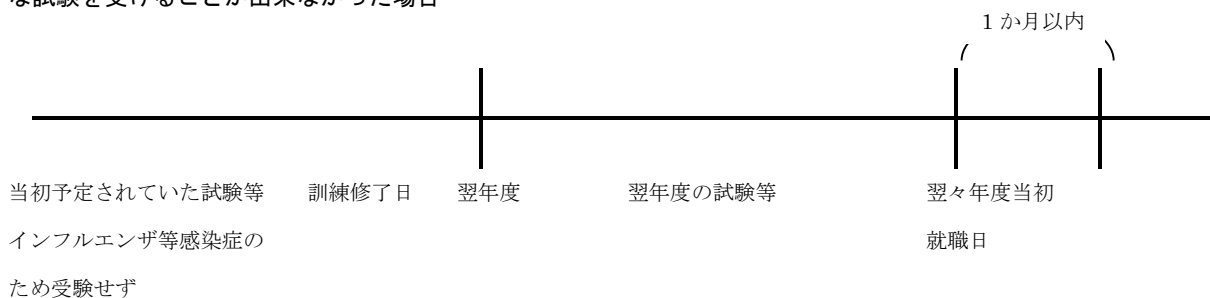
(例6) 訓練修了前から資格取得していた者が、訓練修了前に就職した場合



ハ 専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な場合

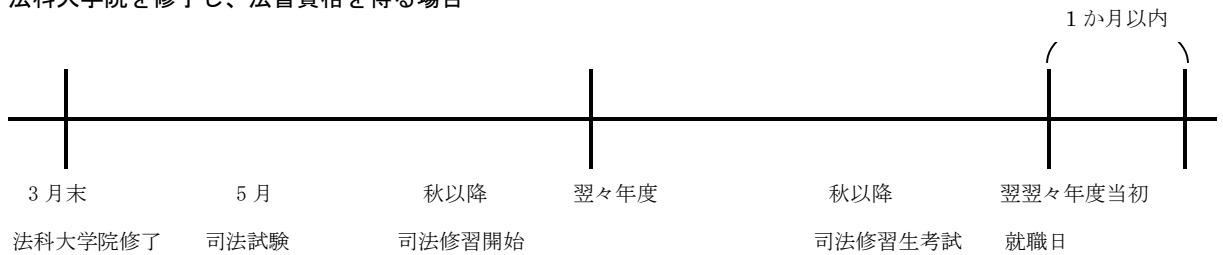
(例1)

本人がインフルエンザ等の感染症に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得に必要な試験を受けることが出来なかった場合



(例2)

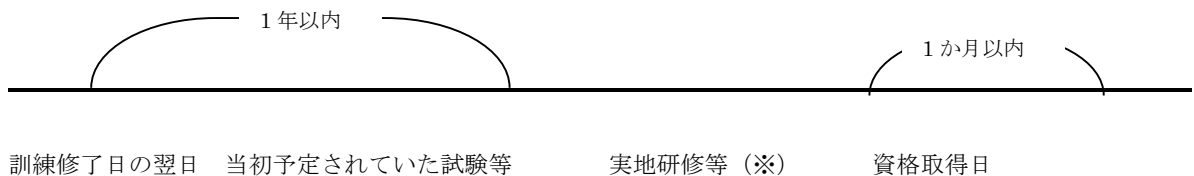
法科大学院を修了し、法曹資格を得る場合



ニ やむを得ない理由のため当該修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格の取得をすることができない場合

(例1)

資格試験や資格取得までのスケジュール等から最短のスケジュールで資格を取得したとしても、教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に資格を取得することが困難である場合（介護福祉士、訪問介護員等）

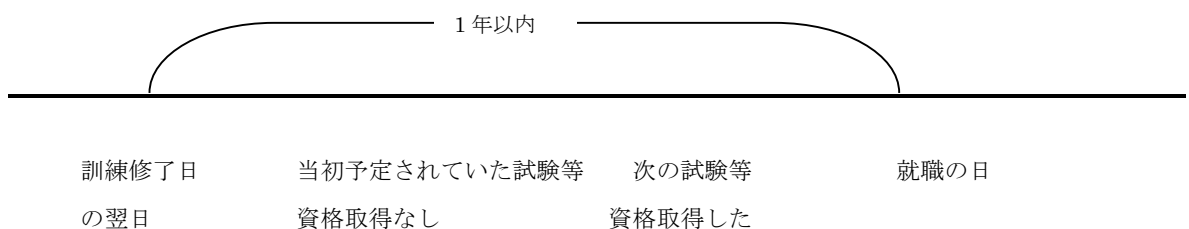


※例えば、介護福祉士の場合、実務経験3年以上等の資格取得要件も含む。

ホ 支給できない事例

(支給できない事例 1)

資格取得に必要な試験が1年間に複数回実施されるときに、受講開始時に受験が予定された最初の試験で資格取得しなかった場合



受講を修了した日の翌日から1年以内に資格取得等した上で就職しているが、当初予定されていた試験等により資格取得等していないため、支給要件に該当しない。

就職の日が訓練修了以前の場合であっても同様。

(支給できない事例2)

インフルエンザ等感染症のため、受講修了後に受けることとされていた修了年度の翌年度の試験等を受けることができなかった場合

訓練修了日	当初予定されていた翌年度の試験等	翌々年度の試験	就職の日
	インフルエンザのため受験せず		

当該専門実践教育訓練の修了年度の資格試験等を受けることが出来なかった者ではないため、支給要件に該当しない。

(支給できない事例3)

訓練を修了し資格取得したが、被保険者等として雇用されていない場合

(1) 訓練修了前に就職し、資格取得したが、訓練修了日までに離職した場合

就職の日	資格取得等の日	離職の日	訓練修了日の翌日 (※)
------	---------	------	--------------

※ 修了日の翌日から1か月以内に支給申請をしても不支給になる。

ただし、修了日の翌日から1年以内に一般被保険者等として再就職した場合は支給できる。

(2) 訓練修了後、資格取得するまでに就職と離職がある場合

訓練修了日の翌日	就職の日	離職の日	資格取得等の日 (※)
----------	------	------	-------------

※資格取得等した日の翌日から1か月以内に支給申請しても不支給になる。

ただし、修了日の翌日から1年以内に一般被保険者等として再就職した場合は支給できる。

ホ 支給申請期限の日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日)に当たる場合には、当該行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなされる。

イ 資格取得等し、専門実践教育給付に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする 58252(2)の支給対象者は、次の確認書類及び教育訓練受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）を提出しなければならない。

(イ) 資格取得等したことを証明する書類（合格証等）

(ロ) 専門実践教育訓練修了証明書

最後の支給単位期間について支給申請をしていない場合など、修了の確認がとれていない場合のみ、講座を修了したことを確認するために提出させる。58241（1）イ(イ)と同様である。

(ハ) 教育訓練経費に係る領収書

未納としていた入学金又は受講料について追納があった場合等、教育訓練経費に変更があった場合は、その分について提出させること。

なお、教育訓練経費の確認については、58241（1）イ（ロ）により各支給申請時に管轄安定所あて提出されている領収書の合計と（ハ）専門実践教育訓練経費等確認書に記載されている教育訓練経費の合計が一致していることを確認すること。

(ニ) 委任状

58241（1）イ(ハ)と同様である。

(ホ) 削除

(ヘ) 専門実践教育訓練経費等確認書

58241（1）イ(ホ)と同様である。

(ト) 返還金明細書

領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に還付された（される）場合は、当該教育訓練施設が本人に発行した当該還付額が記載された「返還金明細書」を提出させること。

返還金明細書の提出があった場合、既に支給した専門実践教育訓練給付金について見直すこと。

(フ) 専門実践教育訓練給付金追加給付申請時報告

当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。

ロ 支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）には、以下の事項を記載しなければならない。

申請者の被保険者番号、受講開始年月日、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称、氏名（あっせんを受けていない場合を除く。）、受講修了年月日、資格等取得年月日、取得資格名称、就職年月日、就職先事業所名、当該専門実践教育訓練に係る教育訓練経費（当初未納としていたが、後日追納したものを含む）、就職先事業主による雇入れの証明。

ハ 支給対象者が、住居所管轄安定所に代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請により支給申請を行う場合であっても、当然イの確認書類は必須であるが、在籍していることの確認はシステムにより雇用保険被保険者台帳を照会することで行うものとする。

ただし、その支給対象者が雇用保険の未適用事業所で就労している場合又は雇用保険の被保険者資格の取得が行われていない場合には、併せて在職証明書も徴することとする。

なお、当該受理に当たっては後日住居所管轄安定所より確認のための連絡がある可能性を教示しておく。

ニ 郵送申請の場合は、58241(1)ニと同様である。

ホ 住居所管轄安定所における支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）の保存期間は、専門実践教育訓練給付金（不支給）の決定後 2 年間とする。

また、専門実践教育訓練修了証明書、委任状は支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）と一括して保存する。

当該支給単位期間の教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。

ヘ 個人番号の取扱い等については 58241(1)へと同様である。

58256 (6) 支給要件等の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）の提出を受けた住居所管轄安定所においては、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会及び 58257 の支給額の算定は、実際には、支給申請書をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって 58258 の支給（不支給）決定通知の作成が行われる。

イ 本人の確認

支給申請者が専門実践教育を修了した支給対象者本人であることを確認する。具体的には、教育訓練受給資格者証で確認する。（58232(2)により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

ロ 資格取得等したことの確認

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知及びシステムにより、取得した資格等が定められた資格であることを確認する。また証明書に書かれた資格取得等の日及び本人への聞き取りから、受講開始時に予定されていた時期の試験等により取得したものであることを確認する。

ハ 就職したことの確認

一般被保険者等として雇用されている又は雇用されていたことを確認する。

ニ 専門実践教育訓練に係る確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、支給を受けようとする者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始し、当該専門実践教育訓練を修了した事実を確認する。

具体的には、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）に記載された教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始年月日、受講修了年月日が、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知（専門実践教育訓練修了証明書の提出がある場合は、加えて専門実践教育訓練修了証明書）と相違ないか確認する。これらに加えて専門実践教育訓練経費等確認書により講座の受講（又は修了）に当たって講座（又は修了試験等）を適切に受けたか否か、講座の目標とする資格試験等の受験日を確認する。

なお、専門実践教育訓練が、受講開始後に指定取消となった場合、当初の指定内容に沿った教育訓練が実施され、それを修了した場合には、専門実践教育訓練を修了したものとみなされる。

ホ 専門実践教育訓練の受講実態の確認

専門実践教育訓練を受講していた実態があるか、講座の内容、受講状況の聞き取り等により確認する。聞き取った事項は支給申請書備考欄等、適宜記録をする。

ヘ 教育訓練経費の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）に記載された教育訓練経費が、領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はそのすべて。）（専門実践教育訓練修了証明書がある場合は加えて専門実践教育訓練修了証明書）に記載された教育訓練経費と同一額であることを確認する（「返還金明細書」が必要な場合を除く。）。

また、これまで各支給単位期間ごとに提出された受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書に記載されていた教育訓練経費とも同一額であることを確認する。

未納とされていた入学金又は受講料について追納があった場合、追納金額の欄に記載させる。

「返還金明細書」が提出された場合は、支給申請書に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はそのすべて。）に記載された教育訓練経費から「返還金明細書」に記載された返還額を差し引いたものとなっていることを確認する。

ト 専門実践教育訓練経費等確認書による確認

支給申請者本人に、当該専門実践教育訓練の内容、訓練の成果、入学料及び受講料に係る実際の自己負担及び支払いの猶予・免除の有無及び額、パソコン等の無償提供や報奨金の支給等の有無及び具体的内容等を専門実践教育訓練経費等確認書に支給申請時において記載させ、氏名を記載の上、提出させることにより、必要な確認を行う。

指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）又は事業所から記述方法や答え方について示唆、助言等を受けたかを併せて確認するとともに、確認書の記載内容やその際の安定所とのやりとりについて、指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）、事業所に対して報告は行わないように、助言、指導する。

なお、支給申請を代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請によって行う場合であって、専門実践教育訓練経費等確認書が添付されていないときは、電話で確認書の内容を直接本人に確認した上で、専門実践教育訓練経費等確認書を本人に郵送又は同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内してその聴取内容に従い記載させ、氏名を記載の上で安定所に返送させる。この場合、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 6）が支給申請の期限内に提出されれば、専門実践教育訓練経費等確認書が当該期限の後に提出されても、支給申請が期限内になされたものとして取り扱う。

注意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。
 教育訓練受講中又は受講修了後1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後原則1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。
 この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
 なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より（1）～（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
 （1）指定教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
 （2）指定教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費に係る「領収書」
 教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 （3）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
 （4）教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証
 （5）定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - （1）□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - （2）年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→□□030201）
 - （3）※印のついた欄には記載しないでください。
 - （4）1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - （5）2～4欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。
 また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。
 - （6）5欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
 - （7）6欄は就職した日を記載してください。
 - （8）7～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することがない欄は、空欄にしてください。
 受講期間が6ヶ月以下…7欄のみ記入 受講期間が6か月を超えて1年以下…7欄及び8欄を記入
 受講期間が1年を超えて1年6か月以下…7～9欄を記入 受講期間が1年6か月を超えて2年以下…7～10欄を記入
 受講期間が2年を超えて2年6か月以下…7～11欄を記入 受講期間が2年6か月を超えて3年以下…7～12欄を記入
 受講期間が3年を超えて3年6か月以下…7～13欄を記入 受講期間が3年6か月を超えて4年以下…7～14欄を記入
 - （9）7～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。

58257(7) 支給額の算定

支給申請書をシステムに入力すること等により、58256 の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、58215 によって支給額を算定する

58258(8) 支給決定の通知

イ 支給申請を受けた安定所が支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定をしたこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した支給（不支給）決定を通知する。

ロ この支給（不支給）決定通知は、支給申請書をシステムに入力し、確認を経たものについて教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に印字出力されることとなり、支給申請者に対して、支給（不支給）決定後、印字出力された内容と支給申請書の記載内容を照合した上で、即日、本人又は代理人に対して教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を直接手交するか、あるいは後日郵送によって通知する。

郵送及び電子申請の場合は、郵送による通知に限られる。

58259 (9) 教育訓練給付金の口座振込の手続

58246(6)イ、ロと同様である。

58260-1-58260-9 7 当該専門実践教育訓練の修了後の賃金が5%以上上昇した場合

58260-1(1) 概要

専門実践教育訓練給付金の受給資格者として資格決定を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者等として雇用された者又は雇用されている者のうち、当該専門実践教育訓練受講開始前から賃金が5%以上上昇した者に対しては、教育訓練経費の80%に相当する額を支給する。

教育訓練経費80%に相当する額のうち教育訓練経費の70%に相当する額は当該専門実践教育訓練受講中とその後の資格取得時に支給しているため、当該専門実践教育訓練受講開始前から雇用後又は資格取得後に賃金が5%以上上昇した際に、80%相当額と70%相当額として既に支給している額との差額を支給する。

58260-2(2) 支給対象者

専門実践教育訓練給付金の受給資格者として資格決定を受け、当該訓練を修了し、58252(2)イを満たす者であって、イに掲げる額がロに掲げる額の105%相当額以上であるもの（令和6年10月1日以降に専門実践教育訓練を開始した者に限る。）。ただし、当該訓練を修了し、雇用された者であって58221-58230による適用対象期間の延長期間が2年を超えるものは除くこと。

イ 当該専門実践教育訓練修了後、雇用された日又は当該専門実践教育訓練に係る資格取得した日から1年を経過するまでの期間における連続する6か月間の賃金額の合計を180で除した額

(イ) 訓練受講修了日より後に一般被保険者等として雇用された者の場合

雇用された日（資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日）から起算して1年を経過する日までの間における各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を1月として、連続する6か月間の賃金から賃金日額相当額を算定する。

(ロ) 訓練受講修了日時点で一般被保険者として雇用されている者の場合

資格取得等をした日から起算して1年を経過する日までの間における各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を1月として、連続する6か月間の賃金から賃金日額相当額を算定する。

ロ 当該専門実践教育訓練受講開始日前の直近の離職又は当該専門実践教育訓練受講開始日に係る賃金日額相当額

(イ) 一般被保険者等として雇用されていた者であって当該専門実践教育訓練受講開始日時点で離職している者の場合

離職日の直前の賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日。以下同じ。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日）から離職日までの期間を1月として、前月の賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を順次遡って、賃金支払基礎日数が原則11日以上ある6か月間の賃金から賃金日額相当額を算定する（50601-50650による基本手当に係る賃金日額の算定方法と同様）。

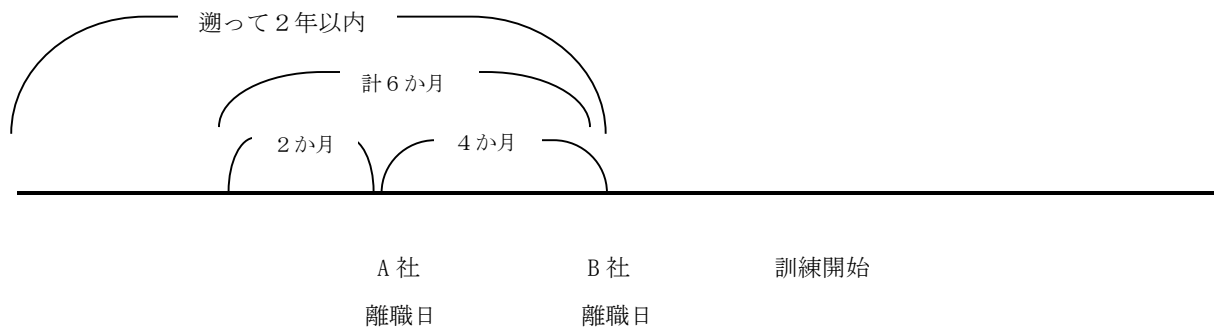
(ロ) 訓練受講開始日時点で一般被保険者として雇用されている者の場合

訓練受講開始日の直前の賃金締切日の翌日から訓練受講開始日前日までの期間を1月として、前月の賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を順次遡って、賃金支払基礎日数が原則11日以上ある

6 か月間の賃金から賃金日額相当額を算定する（50601-50650 による基本手当に係る賃金日額の算定方法と同様）。

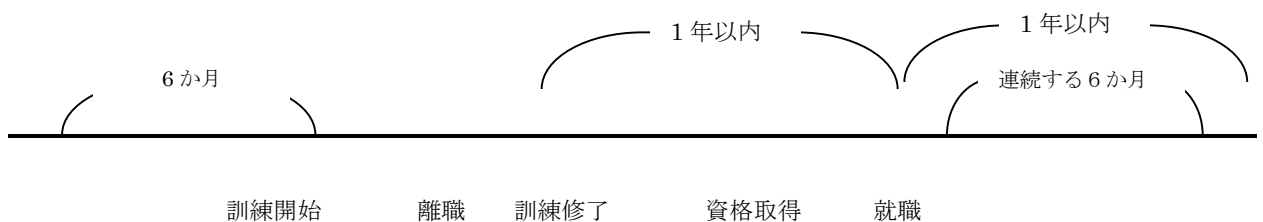
- ハ イの算定の基礎となる6 か月間については、資格取得日から起算して1年を経過する日までの間において受給資格者が任意に選択した連続する6 か月間とするが、連続する6 か月間が確保できない又は本人の意思により6 か月未満の任意の月数を選択することも可能である。ただし、算定の基礎となる月数が6 か月未満の月数となっている場合であっても、支給申請書に記載されている賃金額の合計を原則として180 で除すことにより算定する。その際、日給者又は時給者である受給資格者については、原則として算定した額と、50603の方法により算定した額とを比較し、高い方の額を賃金日額相当額とする。なお、イの賃金日額相当額の算定に当たっては、短時間労働者であるかどうかは考慮する必要はなく、月給者であるか又は日給者若しくは時給者であるかどうかにより賃金日額相当額を算定する。なお、各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間について賃金支払基礎日数が11日以上あるか否かについても考慮する必要はないこと、50616（賃金日額の最低額及び最高額）は適用しないことに留意すること。また、賃金額については1社のみにより算定すること。
- ニ ロの算定方法は、50601-50650に規定する賃金日額の算定方法と同様であるが、50616（賃金日額の最低額及び最高額）は適用しないことに留意すること。

(例1) 訓練開始日において離職者が、1社のみでは11日以上の賃金支払基礎日数が6か月に満たない場合の賃金証明の取扱い(訓練開始前の期間)



※訓練開始日直前の離職日から遡って複数の事業主から賃金に証明を求めること

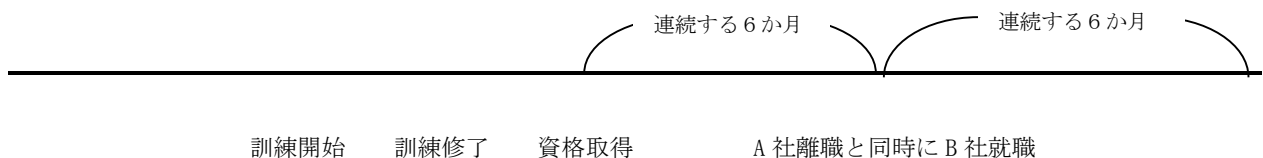
(例2) 訓練開始日において在職者が、訓練修了前に離職した場合の賃金証明等の取扱い(訓練開始前及び訓練修了後の期間)



※1 訓練開始日時時点で在職者である場合は、訓練開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして賃金日額を算定する。

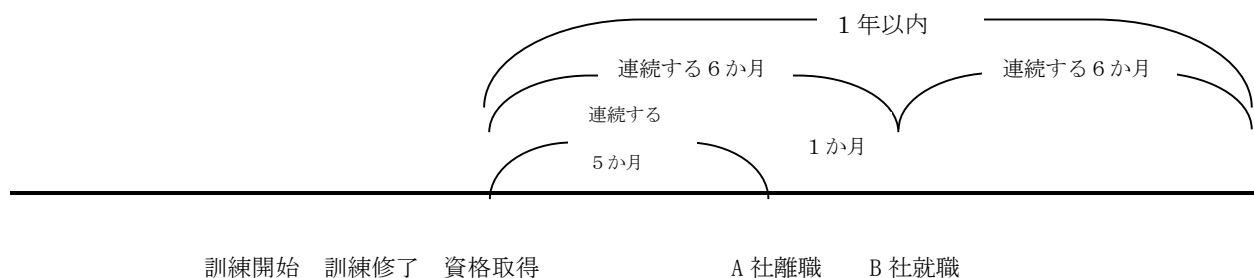
※2 訓練修了日の翌日から1年以内に雇用された日(資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内(=1年以内)に申請を行うこと

(例3) 訓練修了時点で在職者であった者が、資格取得後に離職し、再就職した場合の賃金証明の取扱い(訓練修了後の期間)



※ 資格取得後離職し、再就職した場合は、A社とB社いずれかの賃金を選択すること。

(例4) 資格取得後の連続する賃金額が6か月未満であっても賃金が5%以上上昇している場合の賃金証明の取扱い(訓練修了後の期間)



※連続する6か月の賃金を算出することが困難であっても、賃金が5%以上上昇している場合は6か月未満の賃金の証明で差し支えない。ただし訓練開始前の賃金は6か月のままとする。

58260-3(3) 支給額

58215(5)ニ参照。

58260-4(4) 支給申請期間

イ 当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得し、かつ、訓練を修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者等として雇用された日(資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日。)から6か月を経過した日から起算して6か月内。

なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

ロ 資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日から6か月を経過した日から起算して6か月内。在職者の場合は、資格取得等をした日から6か月を経過した日から起算して6か月内。

なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

ハ 支給申請期限の日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日)に当たる場合には、当該行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなされる。

58260-5(5) 支給申請書の内容等

イ 当該専門実践教育訓練受講開始前より賃金が上昇し、専門実践教育給付に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする58260-2(2)の支給対象者は、次の確認書類及び教育訓練受給資格者証を添えて(マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って)支給申請書(様式第33号の2の7)を提出しなければならない。

(イ) 受講開始前(受講開始日の前日又は離職日から遡って賃金支払基礎日数が原則11日以上ある6か月間)の賃金を確認するための書類

①賃金台帳又は給与明細の写し

②出勤簿又はタイムカードの写し

なお、離職票の写しの提示等により、公共職業安定所において受講開始前の賃金が把握できる場合は、事業主の証明及び上記添付書類の提出は不要とする。

(ロ) 雇用後又は資格取得後（1年を経過するまでの間における連続する6か月間）の賃金を確認するための書類

①賃金台帳又は給与明細の写し

②出勤簿又はタイムカードの写し

なお、離職票の写しの提示等により、公共職業安定所において受講開始前の賃金が把握できる場合は、事業主の証明及び上記添付書類の提出は不要とする。

(ハ) 返還金明細書

領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に還付された場合は、当該教育訓練施設が本人に発行した当該還付額が記載された「返還金明細書」を提出させること。

返還金明細書の提出があった場合、既に支給した専門実践教育訓練給付金について見直すこと。

ロ 支給申請書（様式第33号の2の7）には、以下の事項を記載しなければならない。

申請者の被保険者番号、受講開始年月日、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、受講開始前の事業主による賃金の証明、訓練受講後の就職先の事業主による賃金の証明。

ハ 支給対象者が、住居所管轄安定所に代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請により支給申請を行う場合であっても、当然イの確認書類は必須であるが、在籍していることの確認はシステムにより雇用保険被保険者台帳を照会することで行うものとする。

ただし、その支給対象者が雇用保険の未適用事業所で就労している場合又は雇用保険の被保険者資格の取得が行われていない場合には、併せて在職証明書も徴することとする。

なお、当該受理に当たっては後日住居所管轄安定所より確認のための連絡がある可能性を教示しておく。

ニ 郵送申請の場合は、58241(1)ニと同様である。

ホ 住居所管轄安定所における支給申請書（様式第33号の2の7）の保存期間は、専門実践教育訓練給付金（不支給の決定後2年間とする。

また、専門実践教育訓練修了証明書、委任状は支給申請書（様式第33号の2の7）と一括して保存する。

当該支給単位期間の教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。

ヘ 個人番号の取扱い等については58241(1)へと同様である。

58260-6(6) 賃金の記載事項

支給申請書（様式第33号の2の7）の6～9欄において、受講開始前及び雇用後（又は資格取得後）の賃金について事業主の証明を求めているが、記載事項の確認に当たっては、次の諸点に留意する。なお、確認すべき事業主が複数存在する等の場合は、別葉の離職証明書の用紙を続紙として用いて差し支えない。

イ 記載されるべき賃金の範囲については、50401～50600 参照。

ロ 7①・9①欄（賃金支払対象期間）の記載に当たっては、賃金締切日が1暦月中に複数回ある者については

各暦月の末日に最も近い賃金締切日をもって、日々賃金が支払われる者等特定の賃金締切日のない者については暦月の末日をもって、それぞれ、賃金締切日とみなす。

ハ 7②・9②欄（①の基礎日数）の記載に当たっては、次の点に留意する。

(イ) 「賃金支払基礎日数」とは、賃金の支払の基礎となった日数であるが、この場合、「賃金支払の基礎となった日」とは、現実に労働した日であることを要しない。例えば、労働基準法第 26 条の規定による休業手当が支給された場合にはその休業手当の支給の対象となった日数、有給休暇がある場合にはその有給休暇の日数等は、賃金支払の基礎となった日数に算入される。

(ロ) 月給者についての「賃金支払の基礎となった日数」とは、月間全部を拘束する意味の月給制であれば 30 日（28 日、29 日、31 日）であり、1 月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となる。月給者が欠勤して給与を差し引かれた場合は、その控除後の賃金に対応する日数が、「賃金支払の基礎となった日数」である。

(ハ) 日給者についても「賃金支払の基礎となった日数」には、現実に労働した日でなくても、例えば、休業手当支払の対象となった日、有給休暇日等が含まれる。

(ニ) 深夜労働を行った場合の賃金支払の基礎となった日数の計算は、深夜労働に従事して翌日にわたり、かつ、その労働時間が労働基準法第 32 条第 2 項に規定する 8 時間を超える場合には、これを 2 日として計算し、たとえ深夜労働を行って翌日にわたっても、労働時間が 8 時間を超えない場合は、これを 1 日として計算する。また、宿直については、宿直に従事して翌日にわたり、その時間が 8 時間を超えても 2 日としては計算しない。なお、この場合の賃金支払基礎日数は、各月の暦日数を上限とする。

ニ 7③・9③欄（賃金額）の記載に当たっては、次の点に留意する。

(イ) 「賃金が月、週、その他一定の期間によって定められている場合」とは、その期間中欠勤することなく稼働した場合において受けるべき賃金の額がその期間の稼働日数いかににかかわらず（例えば、2 月と 3 月に欠勤することなく稼働した場合に 2 月の稼働日数が 24 日、3 月の稼働日数が 26 日である場合）同額である場合、すなわち、期間によって賃金が支払われる場合をいう。通常の場合である。

(ロ) 「賃金の主たる部分」とは、単に月々の額の多少ではなく、労働契約、労働協約等の定めその他から見て、その者の労働の対償として支払われる基本的なものをいう。

(ハ) 7③・9③欄の記載に当たって㊦欄又は㊧欄の一方で足りる場合には、「賃金額計」欄の記載は要しない。

(ニ) 在職中に労働協約等の改訂に伴い賃金がさかのぼって引き上げられ、過去の月分に係る差額が支給された場合には、それぞれの該当月に支給された賃金額に当該差額を加えた額を記載する。

ホ その賃金について既に支払日が過ぎていながら、離職時までになお支払われていないもの（以下、「未払い賃金」という）があれば、「7④・9④欄（備考）」に記載する。賃金締切日とその賃金の支払日との間に離職した場合は、支払日に支払われることが確実であれば未払賃金とせず、7③・9④欄に記載する。また、支払日に支払われなかった賃金が、離職前に支払われた場合には、当該支払われるべきであった賃金月の分に充当して支払われた賃金とする（この場合においては、未払賃金とはしないのであるから 7④・9④欄に記載しない。）。

ヘ また、7①・9①欄に記載された期間において事業主の責めに帰すべき理由による休業が実施され、労働基準法第 26 条の規定による休業手当が支払われた日がある場合には、当該段に対応する 7④・9④欄に「休業」と

表示の上、当該休業日数及び支払われた休業手当の額を記載する。

このとき、各期間に対応する賃金月の全期間にわたり休業が行われ、休業手当が支払われた場合は、「全休業」と表示の上、休業手当の額を記載する。なお、「全休業」と表示する場合以外の場合には、休業手当が支払われた日が連続する場合であって、その連続する休業手当が支払われた期間中に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、支払われた休業手当の額の記載の下に「休業期間中の所定休日」と表示の上、当該所定休日数を記載する。なお、この取扱いにおいて、休業期間中の所定休日のうち休業手当が支払われた日については、休業日数として記載する。

ト 7④・9④欄（備考）には、その他欠勤があった場合の日付、日数、賃金締切日の変更、賃金形態の変更、特殊の賃金形態等賃金日額計算上参考となる事項を記載する。

チ 7④・9④欄（備考）には、3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金が支払事務の便宜等のために、年 1 回一括して支払われた場合には、当該賃金が本来支払われるべき日に支払われたものとして賃金日額の計算を行うこととし、本来支払われるべき金額が判明しているときはその金額が、本来支払われるべき金額が不明のときは、支払われた額を本来支払われるべき回数で除した金額が、本来支払われることとなる日に支払われたものとして、記載することとする。

なお、当該賃金が便宜上一括して支払われたものであるかどうかについては慎重に判断すること。

58260-7(7) 支給要件等の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 7）の提出を受けた住居所管轄安定所においては、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 7）及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会及び 58260-8(8)の支給額の算定は、実際には、支給申請書をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって 58260-9(9)の支給（不支給）決定通知の作成が行われる。

イ 本人の確認

支給申請者が専門実践教育を修了した支給対象者本人であることを確認する。具体的には、教育訓練受給資格者証で確認する。（58232(2)により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

ロ 賃金日額の確認

当該専門実践教育訓練受講開始前から賃金が 5%以上上昇していることを確認する。具体的には、58260-6(6)のとおり適正に記載されているか、賃金台帳又は給与明細、及び出勤簿又はタイムカードの写しと照合し、確認する。

なお、支給申請書の 7④、9④欄（備考）に記載があるものについては、21502(2)ニ、ホと同様に確認を行う。

様式第33号の2の7 (第10条の2の7第6号関係) (第2面)

記 載 共 職 業	10. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日	11. 未支給区分	12. 支払区分	13. 不支給理由	
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 () <input type="checkbox"/> (空欄未支給以外 1 未支給)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (1 賃金上昇不該当 2 申請期限)	
備 考			決定年月日	令和 年 月 日	
			支給決定額	円	
※			不支給決定理由		
			通知年月日	令和 年 月 日	
			合格等年月日・合格証等	令和 年 月 日()	
	資格者証	受講証明	領収書	本人・住所 運・健出印 本・代・部	
所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者

注 意

- この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第6号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。
教育訓練受講中又は受講終了後原則1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講終了後原則1年以内に雇用保険の被保険者として就職後、賃金が5%以上上昇した場合に支給申請を行うことができます。
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1年以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりです。これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができません。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
 - 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）受給資格者証及び教育訓練支援給付金受給資格者証
 - 賃金台帳又は給与明細（①受講開始日の前日又は離職日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間、②雇用後（又は資格取得後）、1年を経過するまでの間における連続する6か月間）
 - 出勤簿又はタイムカードの写し（①受講開始日の前日又は離職日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間、②雇用後（又は資格取得後）、1年を経過するまでの間における連続する6か月間）
- 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 申請者の記載事項
 - 年月日を記載する欄には、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
(例：令和3年2月1日→0201)
 - ※印のついた欄には記載しないでください。
 - 1欄は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - 2、3欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。
- 事業主の記載事項
 - 受講開始前
 - 7欄①は、受講開始日の前日（受講開始日において離職している者については離職日。以下同じ。）の直前の賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日。以下同じ。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日。以下同じ。）から離職日までの期間を、次の段には、上段の左側の月日の前月の賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を、以下の各段には順次遡って、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間について記載してください。もし賃金支払基礎日数が11日以上ない月がある場合は、更に遡って記載してください。
 - 7欄②は、7欄①の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。
 - 7欄③は、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金の全てをA欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金をB欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）をC欄に記載します。
 - 離職票の写しの提示等により、公共職業安定所において受講開始前の賃金が把握できる場合は、6、7欄の記載は不要です。
 - 雇用後（又は資格取得後）
 - 9欄①は、受講終了日において離職している者については資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1年を経過する日までの間（受講終了日において在職している者については資格取得日から起算して1年を経過する日までの間）における連続する6か月間において、各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を記載してください。
 - 9欄②は、9欄①の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。
 - 9欄③は、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金の全てをA欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金をB欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）をC欄に記載します。
- 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- ※印欄には、記載しないこと。

58260-8(8) 支給額の算定

支給申請書をシステムに入力すること等により、58260-6(7)の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、58215によって支給額を算定する。

58260-9(9) 支給決定の通知

58258(8)と同様である。

58260-10(10) 教育訓練給付金の口座振込の手続

58246(6)イ、ロと同様である。

58261-58270 8 支給決定に係る各種取扱い

58261(1) 専門実践教育訓練を受講中の支給対象者が受講中に離職により被保険者資格を喪失した場合の取扱い

イ 専門実践教育訓練給付金は、基準日（対象教育訓練の受講開始日）において判断されるので、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した場合であっても、対象教育訓練開始日において支給要件期間が3年又は2年（当分の間、初回のみ）以上ある者については、対象教育訓練に係る受講（又は修了）の要件を満たす場合、支給の対象となる。

また、被保険者資格喪失後に基本手当等の受給資格者となった場合についても同様である。

ロ 専門実践教育訓練給付金の受給資格を有する者が受講開始日において、失業の状態にある場合、教育訓練支援給付金の受給資格を得られる場合がある。また、この場合同時に基本手当等の受給資格を有する可能性が高いことから、両給付の支給要件に注意しつつ案内を行うこと。

58262(2) 基本手当受給中に専門実践教育訓練を受講する者に係る取扱い

イ 専門実践教育訓練の受講は、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講するものであるもので、原則として労働の意思及び能力があるものとして取り扱うことができるが、昼間通学制の場合等の専門実践教育訓練を受講する離職者に対する基本手当の受給資格決定及び失業の認定に当たっては、（本人が常に安定所の職業紹介に応じられる状態であり、）積極的に求職活動をする意思があることを確認することが必要である。

本人が、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講し、労働の意思及び能力があることの確認に当たっては、必要に応じて、本人より、教育訓練施設の発行する58042(2)の「教育訓練受講証明書」の提出を求め、これを判断材料として活用することができる。なお、「教育訓練受講証明書」は、基本手当の受給資格決定又は失業の認定を円滑に行うために必要に応じて徴するものであって、昼間通学制の場合等の専門実践教育を受講する離職者から必ず徴すべきというのではなく、また逆に、その提出があったことをもって必ず基本手当の受給資格決定又は失業の認定をしなければならないものでもない。

また、対象教育訓練を受講し、受講日の変更が困難である場合には、認定日を変更することができる（51351(1)ロ参照）。

ロ 基本手当の受給中に専門実践教育を受講していた者は、基本手当の支給終了後に続けて教育訓練支援給付

- 金を受給することが可能な場合があることから、教育訓練支援給付金の支給要件に留意しつつ案内を行うこと。
- ハ 受給資格確認票の申請があった者から、基本手当の受給のため、離職票－1を提出し、個人番号の確認が行われた旨申し出があった場合には、50005 (5) ロ (ロ) による身元 (実存) 確認の上、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルに記録された個人番号又はシステムに入力された個人番号を確認することとして差し支えない。

58263 (3) 複数の教育訓練を受講する者の取扱い

- イ 過去に教育訓練給付金を受給したことがある者については、当該教育訓練給付金に係る基準日前の被保険者であった期間は、今回の対象教育訓練給付金に係る支給要件期間の算定の対象とならない。
- ロ 同時に複数の専門実践教育を受講する場合も、いずれかひとつの専門実践教育のみが教育訓練給付金の支給対象となる。このため、同時に複数の専門実践教育に係る受給資格確認票を提出する者については、いずれかひとつを選択させること。
- ハ 同時に対象一般教育訓練又は対象特定一般教育訓練と専門実践教育を受講する場合も、いずれかの教育訓練のみが教育訓練給付金の支給対象となる。このため、受給資格確認票を提出した後、一般教育訓練又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金より先に一度でも専門実践教育訓練給付金を受給した場合、対象一般教育訓練又は対象特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金は受給できない。受給資格確認票を提出した後、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金より先に一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した場合、受給資格決定をした場合であっても、専門実践教育訓練給付金は受給できない。

58271-58280 9 事務の委嘱、専門実践教育訓練給付金受給資格者の住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置

58271 (1) 氏名変更及び住居移転に伴う措置

- イ 被保険者ではない専門実践教育訓練受講予定者に氏名の変更があった場合は、教育訓練給付金受給資格者氏名変更届 (則様式第 33 号の 2 の 8) (以下教育訓練給付金関係において「氏名変更届」という。) を提出させる。

氏名変更届の提出を受けたときは、所要のデータをセンターあて入力することにより、当該者に係る被保険者台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更するとともに、被保険者証を再交付する (20853 参照)。

また、これらの届は、受給資格確認票に添えて保管する。

なお、受給資格確認票に添付せず別途一括保管することとしても差し支えない。

- ロ 専門実践教育訓練を受講中に住所又は居所、電話番号を変更した場合には、次回の支給申請までに教育訓練給付金受給資格者住所変更届 (則様式第 33 号の 2 の 8。以下「住所等変更届」という。) を提出させ、教育訓練台帳に必要な変更をするほか、住所等変更届に教育訓練受給資格者証を添えさせ (マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って)、教育訓練受給資格者証に必要な改定をした上、返付する (マイナンバーカード利用者の場合は新たな住所等を記載した受給資格通知を交付する)。

受講中であって雇用保険の被保険者ではない者に氏名の変更があった場合は、氏名変更届を提出させ、被保険者証の再作成処理を行って、再交付するほか、氏名変更届に教育訓練受給資格者証を添えさせ (マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って)、教育訓練受給資格者証に必要な改定をした上、返付する (マイナンバーカード利用者の場合は新たな氏名を記載した受給資格通知を交付する)。

なお、住所等変更届及び氏名変更届の保管については、上記イに準じ取り扱う。

また、住所等変更届及び氏名届の提出については、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人又は郵送による提出によっても差し支えない（代理人による届出の場合は委任状を必要とする。）。

ハ 住所等変更届に添える「運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）。

- (イ) 運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。
- (ロ) 専門実践教育訓練給付金受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。
- (ハ) 居所の確認に当たっては、賃貸借契約書、公共料金の領収書その他の居所の確認のために適切と認められる書類のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。
- (ニ) 電話番号の変更については、特に証明する書類を要しない。

ニ 氏名変更届に添える「運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）。

- (イ) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

また、離職前に船員であった者については船員手帳により氏名の変更の事実を確認することも可能である。

- (ロ) 専門実践教育訓練給付金受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金証書、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

58272(2) 事務の委嘱に伴う措置

イ 専門実践教育訓練給付金に関する事務は、専門実践教育訓練受講予定者及び専門実践教育訓練給付金受給資格者の居住地の安定所において行うものであるが、事務が他の安定所に委嘱された場合の処理は、以下により行う。

ロ 委嘱元安定所の処理

- (イ) 教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「（処理状況）」欄に委嘱先安定所への出頭指定年月日、委嘱先の安定所番号を記録及び記載する。

この記録及び記載は、委嘱先の安定所番号を教育訓練給付金基本項目変更票の所要欄に記載の上、当該帳票により所要のデータをハローワークシステム（以下「システム」という。）に入力することにより行う。この処理により委嘱先の安定所に委嘱する旨がセンターを通じて通知される。

- (ロ) 委嘱するに当たっては、安定所長の決裁を要する。教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練給付金全記録照会及び教育訓練基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合は、適宜の様式に当該事項を記載したものを添付するとともに、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「(処理状況)」欄には「連絡事項あり」と記載しておく。

また、教育訓練台帳全記録照会には「〇〇安定所に委嘱、出頭指定日〇月〇日」と記載しておく。

なお、決裁は(伺)文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えない。

- (ハ) 上記の処理を終え、教育訓練給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合においては、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、出頭指定年月日までに到着するよう委嘱先の安定所に送付する。
- (ニ) 教育訓練受給資格者証は、本人に返付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭して教育訓練受給資格者証を提出し、適宜の指示を受けるよう指示する。マイナンバーカード利用者の場合は、教育訓練受給資格通知を本人に交付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭してマイナンバーカードによる認証を行い、適宜の指示を受けるよう指示する。

ハ 委嘱先安定所の処理

- (イ) 専門実践教育訓練受給資格者が、委嘱先の安定所に出頭した場合は、教育訓練受給資格者証により本人であることを確認する。なお、マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。

また、教育訓練基本項目変更票の所要欄に必要事項を記載の上、当該帳票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新する。

- (ロ) (イ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、(伺)文書に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練台帳全記録照会、委嘱元の安定所からの連絡事項及び教育訓練基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄に受付年月日を記載しておく。

なお、決裁は(伺)文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えない。

ニ 再委嘱の場合の事務処理は、委嘱の場合に準じて行う。

58273(3) 移管による場合

専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居を変更した場合は、移管の処理を行う場合と、それを行わない場合があるが、これらの処理は次による。

イ 移管元安定所の処理

専門実践教育訓練給付金受給資格者が他の安定所の管轄内に住居を変更した場合は、旧居住地を管轄する

安定所長は移管のために次の処理を行う。

- (イ) 通常住居移転に必要と認められる期間経過直後までに、移管先安定所へ出頭するよう指導する。
- (ロ) 移管先安定所にてロ(ロ)の処理が完了した翌日に、移管元安定所に配信される移管処理完了者一覧表に当該移管に係る処理が印字されるため、移管の状況を確認するとともに、専門実践教育訓練給付金等に関する事項について移管先安定所に連絡の必要があると認められる専門実践教育訓練給付金受給資格者がいる場合には、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、移管先安定所に送付する。

ロ 移管先安定所の処理

移管先の安定所は、専門実践教育訓練給付金受給資格者に、当該安定所の管轄区域内に居住することを確かめるために市町村長の証明書等の提出を求めた上、次の処理を行う。

- (イ) 住所変更届を提出させ（58271(1)参照）、教育訓練受給資格者証の「住所又は居所」欄を新たな住所又は居所に訂正（マイナンバーカード利用者の場合は新たな住所又は居所を記載した教育訓練受給資格通知を交付）することとし、同届を保管する。
- (ロ) 教育訓練受給資格者証により本人であることを確認する。マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。また、住所変更届の備考欄に移管受けである旨を記載の上、当該帳票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新し、移管先安定所を管轄安定所として記載する。
- (ハ) (イ)及び(ロ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、(伺)文書に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練台帳全記録照会及び住所変更届に添えてこれを受けることを要する。また、上記処理後において、移管元の安定所からの連絡事項が送付された場合は、(伺)文書等に添えて保管しておくこと。

なお、決裁は(伺)文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとして差し支えない。

ハ 委嘱を受けた専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居移転により移管する場合には、当該専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居移転する先の安定所への移管に係る事務処理を行う。

ニ なお、専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居を移転した場合であって、移管の処理をする必要がない場合であっても、ロの(イ)に準じた処理を行う（58271(1)参照）。

58274(4) 管轄変更による場合

安定所の廃止、統合、新設並びに市町村の廃置分合及び境界変更その他の理由により管轄区域に変更があり専門実践教育訓練給付金受給資格者の管轄安定所が変更した場合の措置は、次による。

イ 管轄区域の変更によって専門実践教育訓練給付金受給資格者の住所又は居所が他の安定所の管轄となるに至った場合で、その専門実践教育訓練給付金受給資格者が変更前の安定所に出頭する方が便利である旨の申出を行い、新旧管轄安定所長が協議して妥当と認めたととき、あるいは新旧管轄安定所長が協議して職業あつせん上必要ありと認めたとときは、従来の安定所において支給を継続して差し支えない。

この場合は、管轄変更後の最初の支給申請の際に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「(処理状況)」欄にその旨を簡明に記載するとともに、適宜の様式によりこの措置を行った専門実践教育訓練給付金受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載しておく。

ロ 変更に伴い引継ぎを行う場合は、当該専門実践教育訓練給付金受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載し

た引継書を作成し、これを行う。

なお、この場合受給資格確認票の原本の引継ぎを行うとともに、教育訓練台帳の作成、記録及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の処理は、58272 に準じて行う。支給事務の引継ぎは、資金前渡官吏の引継ぎの日と同一日付となるようにこれを行う。

ハ 引継ぎを行うべき受給資格確認票の余白適宜の箇所に、管轄変更と朱書しておく。

58275(5) 委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項

委嘱、移管又は管轄変更の場合を通じ、委嘱、移管又は管轄変更を受けた安定所において、その専門実践教育訓練給付金受給資格者の支給額その他につき従前の安定所の取扱いが誤っていると認められた場合は、本来は、旧安定所に返送し再検討を求めるべきであるが、適宜従前の安定所にその旨通報した上、その誤りを修正することとして差し支えない。

58281(1) 支給要件照会票の提出

イ 一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、受講しようとしている専門実践教育訓練について、訓練前キャリアコンサルティングを受ける前に、受講開始予定日現在における、専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、当該専門実践教育訓練が対象専門教育訓練であるか否かについて、照会を行うこと（以下「専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会」という。）ができる。

専門実践教育訓練給付金の受給資格確認を行わず、専門実践教育訓練の受講開始後に専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会の希望があった場合、受講開始日前に訓練前キャリアコンサルティングを受けること及び受講開始日の14日前までに受給資格確認票の提出があることが支給要件であることを説明すること。

ロ 専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会は、本人出頭、代理人若しくは社会保険労務士又は郵送若しくは電子申請のいずれの方法によっても可能である。

ハ 照会者には、教育訓練給付金支給要件照会票（以下「支給要件照会票」という。）に、所要の事項を記載して提出させることとする。

支給要件照会票には、照会者の被保険者番号、照会者の氏名、照会者の生年月日、受講開始予定日、照会者の住居所（郵便番号）を記載させ、さらに、対象教育訓練の指定の有無を照会する場合には、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名を記載させる。

提出に当たっては、58232(2)イ(ハ)(ニ)の本人・住居所確認書類の原本又は写しを添付させる。なお、郵送による場合は、これらの書類の写しか、あるいは原本の場合は、住民票の写し又は印鑑証明書のいずれかに限る。

また、代理人による場合は、委任状が必要である。

ニ 電話による照会は、本人又は代理人によるものであることの確認が困難であるとともに、回答が文書によらず誤解を招く危険性があるので、原則として行わない。

ホ 支給要件照会票は安定所又は教育訓練施設から照会希望者に対して配付し、安定所において受理した支給要件照会票の保存期間は、照会処理後1年間とする

58282(2) 教育訓練給付金支給要件回答書の交付等

一般教育訓練給付金に係る支給要件照会と同様である（58052(2)）。

58283(3) 支給要件照会に係る留意事項

イ 専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会を行った場合であっても、専門実践教育訓練給付金の支給を受けるためには、受講を開始する日の14日前までに訓練前キャリアコンサルティングを受けること及び教育訓練受給資格確認票の提出が必要であること、また支給申請は支給単位期間ごとに改めて支給申請書等の提出が必要となるので、支給要件照会に対する回答の際等にその旨必ず指導する。

ロ また、支給要件照会票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なったり、受講開始予定日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりにならない場合があるので注意を要することを指導する。

ハ 削除

ニ 支給要件照会は、原則として本人の住居所管轄安定所に対して行わせる。

ホ 支給要件照会は、専門実践教育訓練給付金の支給の前提ではないが、教育訓練給付金について周知する際にはこの手続についても必ず周知する。また、専門実践教育訓練受給資格が確認できるかどうか明らかでない者に対してはこれを行うよう勧奨すること。

へ 専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会に係る事項が、専門実践教育訓練給付金についてのみである場合等には、支給要件照会票の提出を求めず、適宜の方法により専門実践教育訓練給付金についての回答を行うこととして差し支えない。また、専門実践教育訓練給付金についての回答を適宜の方法により行った場合には、支給要件照会票によって専門実践教育訓練給付金に係る照会を行わないこととして差し支えない。

注意

- この照会票は、厚生労働大臣指定の教育訓練講座の受講（予定）者が、教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無や、受講を希望する特定の教育訓練が教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、照会確認する際に用いるものです。
 - 照会を希望する場合は、照会票に必要事項を記入し、本人確認及び本人の住所の確認できる官公署の発行した確認書類（「運転免許証」「国民健康保険被保険者証」「雇用保険受給資格者証」「出稼労働者手帳」「住民票の写し」「印鑑証明書」等のいずれか（コピー可））、又は雇用保険被保険者証（コピー）を添付して、受講（予定）者本人が、本人の住所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
 - 照会票の提出は代理人または郵送によっても行うことができます。ただし、代理人による提出の場合「委任状」が必要となります。委任状の文例＝「私は、（代理人住所）に住む（代理人氏名）を代理人に定めて、（本人住所）を管轄する公共職業安定所に教育訓練給付金支給要件照会票及び確認書類を提出することを委任します。（本人住所・氏名・印）（委任の年月日）」
また、郵送による提出の場合、事故防止のため、上記2の書類については、いずれかの書類のコピー、又は原本の場合は「住民票の写し」又は「印鑑証明書」に限ります。
 - 照会票の記載について
 - 6及び「教育訓練施設の名称」「教育訓練講座名」欄は、当該教育訓練が、受講開始（予定）日現在で、教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて照会する場合に記入してください。それ以外の項目は必須記入事項です。
 - で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - ※印の付いた欄には記載しないでください。
 - 1欄には、雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - 4欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空白欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→ガ、パー→パ）、また「牛」及び「エ」は使用せず、それぞれ、「イ」及び「エ」を使用してください。
また、9欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字とする。）により明瞭に記載してください。
 - 5欄には、元号のコード番号を記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→030201）
 - 6欄に記載する指定番号や、照会票中段の教育訓練施設の名称、教育訓練講座名は、公共職業安定所等に備付けの「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」などによってもわかります。なお、6欄に指定番号が記入されている場合、その指定番号の教育訓練講座が一般教育訓練か専門実践教育訓練か判別し、その教育訓練についての受給資格の有無を回答します。
 - 7欄に、将来の日付（受講開始予定日）を記入する場合、1年6ヵ月以内の日付としてください。
 - 9欄の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとおりやすい電話番号を記入してください。
 - 公共職業安定所においては、この照会票に基づいて、受講開始（予定）日現在の教育訓練給付金の受給資格、及び教育訓練講座の厚生労働大臣指定の有無について確認を行い、その結果を教育訓練給付金支給要件回答書によって、即日、本人又は代理人に交付するか、又は後日、本人の住所宛に送付します。
- 一般教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。
 - （ア）雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方）のうち、支給要件期間が3年以上（※1）ある方）、又は（イ）一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方）のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（※2）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※1）ある方）のいずれかであること
 - イ 受講開始日前3年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※3）
 - ウ 厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を受け、修了したこと
 - 専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。
 - （ア）雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方）のうち、支給要件期間が3年以上（※1）ある方）、又は（イ）一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方）のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（※2）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※1）ある方）のいずれかであること
 - イ 受講開始日前3年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※3）
 - ウ 厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了の見込をもって受けたこと、もしくは修了したこと
- ※1 初めて教育訓練給付制度を利用される場合、当分の間、初回の支給申請に限り、支給要件期間は一般教育訓練についての教育訓練給付金は1年以上、専門実践教育訓練についての教育訓練給付金は2年以上とされています。
- ※2 一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日以降1年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない場合は、教育訓練給付適用対象期間の延長申請を本人の住所を管轄する公共職業安定所の長に行うことにより、「1年以内」から「最大20年以内」まで延長されることがあります。
- ※3 平成26年10月1日より前に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合を除きます。

「支給要件期間」とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特別被保険者）として雇用された期間をいいますが、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。

また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。

このため、2回目以降教育訓練給付金を受けようとする場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が、3年以上ないと新たな受給資格が得られないこととなります。また、その他一般教育訓練の場合（1）イ及びウ、専門実践教育訓練の場合（2）イ及びウの要件も満たさなければ受給資格は得られません。

なお、「受講開始日」とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制の場合は教材等の発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日です（厚生労働大臣の指定期間内にあることが必要）。

様

公共職業安定所

交付 令和 年 月 日

教育訓練給付金支給要件回答書

被 保 険 者 番 号		氏 名		生 年 月 日	
教 育 訓 練 施 設 の 名 称					
教 育 訓 練 講 座 名					
資 格 試 験 等 名 称				教 育 訓 練 経 費	
指 定 番 号		指 定 期 間		第 1 回	入 学 料
実 施 方 法		照 会 処 理 年 月 日		第 2 回	受 講 料
受 講 開 始 年 月 日	一 般 被 保 険 者 又 は 高 年 齢 被 保 険 者 で な っ た 年 月 日	支 給 要 件 期 間		第 3 回	
前 回 受 講 履 歴				第 4 回	
				第 5 回	
				第 6 回	
				第 7 回	
				第 8 回	
				総 額	

通 知 内 容

注意

1 教育訓練給付金は、次に該当する雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方及び高齢被保険者又は高齢被保険者であった方が、教育訓練給付制度の厚生労働大臣指定を受けた教育訓練講座（以下「対象教育訓練」といいます。）を修了した場合、本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%相当額（一般教育訓練についての教育訓練給付金）又は50%相当額（専門実践教育訓練についての教育訓練給付金。一定の要件を満たした場合は70%相当額。）が公共職業安定所より支給されるものです。

（1）一般教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。

ア (7)雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上（※1）ある方）、又は(4)一般被保険者又は高齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（※2）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※1）ある方）のいずれかであること

イ 受講開始日前3年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※3）

ウ 厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を受け、修了したこと

（2）専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。

ア (7)雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上（※1）ある方）、又は(4)一般被保険者又は高齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（※2）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※1）ある方）のいずれかであること

イ 受講開始日前3年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※3）

ウ 厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了の見込をもって受けたこと、もしくは修了したこと

※1 初めに教育訓練給付制度を利用される場合、当分の間、初回の支給申請に限り、支給要件期間は一般教育訓練についての教育訓練給付金は1年以上、専門実践教育訓練についての教育訓練給付金は2年以上とされています。

※2 一般被保険者資格又は高齢被保険者資格を喪失した日以降1年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない場合は、教育訓練給付適用対象期間の延長申請を本人の住所を管轄する公共職業安定所の長に行うことにより「1年以内」が「最大20年以内」まで延長（以下「適用対象期間の延長」といいます。）されることがあります。

※3 平成26年10月1日より前に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合を除きます。

「支給要件期間」とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者、高齢被保険者又は短期特例被保険者）として雇用された期間をいいますが、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。

このため、2回目以降教育訓練給付金を受けようとする場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が、3年以上ないと新たな受給資格が得られないこととなります。また、その他一般教育訓練の場合（1）イ及びウ、専門実践教育訓練の場合（2）イ及びウの要件も満たさなければ受給資格は得られません。

2 一般教育訓練についての教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会票の提出やこの回答書の交付の有無にかかわらず、受講終了後に、あらためて支給申請手続きを行うことが必要です。

専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会票の提出やこの回答書の交付の有無にかかわらず、受講開始日の1ヵ月前までに、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」及び確認書類を提出しなければなりません。確認書類の中には、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングの結果を踏まえて記載した書面等が必要です。その後、公共職業安定所から指定される支給申請期間ごとに、あらためて支給申請書及び確認書類によって支給申請手続きを行うことも必要です。

3 支給申請手続は、教育訓練施設から交付される支給申請書に必要事項を記入し、確認書類を添えて、一般教育訓練についての教育訓練給付金の場合は受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の場合は公共職業安定所から指定される期間内等に、本人の住所を管轄する公共職業安定所に対して提出することによって行わなければなりません。

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした場合は、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて返還額の2倍の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。また、不正に係る受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

さらに、教育訓練経費については、教育訓練施設、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含みます。）は、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告するのでなければ、不正受給となりますので十分にご注意ください。

申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。

4 支給要件照会の結果は、支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日現在の受給資格であり、それが照会確認の日からみて将来の日付である場合は照会確認の日現在の被保険者資格の状態が継続されるものとして推定したものですので、支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日が照会確認の日からみて将来の日付であって、照会確認の日以降に離職・就職等によって雇用保険被保険者資格に変動がある場合、また、適用対象期間の延長措置を受けた期間に変更があった場合や支給要件照会後に適用対象期間の延長措置を受けた場合においては、支給要件回答書による確認内容と実際の受給資格の有無とが一致しないことがあるので御留意ください。

つまり、この支給要件回答書によって確認できる受給資格の有無は、あくまでも、支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日現在のものですので、実際の受講開始日とその日より前となった場合、支給要件期間3年を満たさないこと等となるために受給資格が得られなくなる場合や、一般被保険者又は高齢被保険者の資格喪失日から1年以内となるために受給資格が得られることになる場合などがあります。

58291－58300 11 専門実践教育訓練に係る一般的情報提供

58291(1) 専門実践教育訓練に係る情報提供

専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会は、対象者又は専門実践教育訓練を特定して、支給要件期間又は専門実践教育訓練の該当の有無を照会者に対して個別に情報提供するものであるが、これ以外に、専門実践教育訓練の周知とその受講を促進するために、必要に応じて専門実践教育訓練に係る一般的情報提供を行う。

また、以下により専門実践教育訓練に係る情報提供を行った際には、必要に応じて、専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会、支給申請の手続についても周知する。

58292(2) 情報提供の方法

専門実践教育訓練に係る一般的情報提供の方法としては、次の方法が可能である。

- イ 厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧を安定所内に置いて供覧する
- ロ 教育訓練の種類等ごとに整理した教育訓練の一覧表を、システムを活用して、あらかじめ作成し、安定所内外で配付・供覧する
- ハ 専門実践教育訓練を受けようとする者からの要望があった場合に、システムを活用して、本人の希望条件に合致する専門実践教育訓練を検索して一覧表として提供する

なお、雇用保険受給者説明会、失業認定窓口において、教育訓練給付金の内容を積極的に周知するとともに、職業相談担当窓口においても、教育訓練給付金業務担当窓口と密接な連携を図りながら、求職者の再就職の促進に資する対象教育訓練の受講勧奨を積極的に行う。

58293(3) 専門実践教育訓練に係る情報の検索

- イ システムにおいては、検索項目の全部又は一部を指定して、これに合致する専門実践教育訓練を検索し、その一覧表を作成することが可能である。
- ロ 検索の結果は、教育訓練施設の名称、教育訓練施設の所在地、教育訓練施設の電話番号、教育訓練講座名、実施方法（通学制又は通信制の区分）、訓練期間、分野・資格等の内容からなる専門実践教育訓練の一覧表として出力される。

58301－58310 12 未支給教育訓練給付金の支給

58301(1) 未支給の専門実践教育訓練給付金の支給対象者

- イ 専門実践教育訓練給付金の支給要件を満たす支給対象者が、修了の見込みをもって専門実践教育訓練の1支給単位期間に係る受講を終えた後又は専門実践教育訓練修了後に、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることなく死亡した場合、支給対象者の遺族は、未支給の専門実践教育訓練給付金の支給を請求することができる。
- ロ 未支給の専門実践教育訓練給付金の支給対象となる遺族は、一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金と同様である（58071(1)ロ）。
- ハ 未支給の専門実践教育訓練給付金の支給について注意すべき点は、一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金と同様である（58072(2)ハ）。

58302(2) 未支給の専門実践教育訓練給付金の請求

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58072(2)参照）。

58303(3) 未支給の専門実践教育訓練給付金の支給手続

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58073(3)参照）。

58304(4) 未支給の専門実践教育訓練給付金請求書の事務処理

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58074(4)参照）

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏名			支給番号		
	死亡の当時の住所又は居所			被保険者番号		
2. 請求者	死亡年月日	令和 年 月 日				
	氏名(カナ)					
	氏名					
	個人番号					
	生年月日	昭和 平成 年 月 日	性別			
3. 請求する失業等給付	住所又は居所					
	死亡した者との関係					
基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金						
上記により未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 ... 請求者氏名 地方運輸局長						
又は地方運輸局記載欄						
所属長		次長	課長	係長	係	

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付金の支給を受けることができる者又は育児休業給付金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
 - 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
 - 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
 - 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
 - この請求書には、受給資格者証、高齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(20)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
 - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書等
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書
 - 高齢雇用継続給付金、高齢再就職給付金を請求するとき……高齢雇用継続基本給付支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
又は育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
 - 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
 - 出生後休業支援給付金を請求するとき……出生後休業支援給付金等
 - 育児時短就業給付金を請求するとき……育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書
又は育児時短就業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- 請求者氏名を記載すること。
 - ※印欄には、記載しないこと。

未支給失業等給付請求内容証明書

1. 死亡した者	氏名		支給番号	
			被保険者番号	
	死亡の当時の住所又は居所			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
2. 請求者	氏名			
	住所又は居所			
	死亡した者との関係			
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金			
4. 備考				

都道府県労働局（担当部局）

殿

死亡した者の未支給の失業等給付又は育児休業給付について、その遺族から未支給失業等給付請求書（様式第10号の4）の提出があったため、請求書の内容が上記と相違ないことを証明します。

また、上記の内容を旨とする請求については、支給決定を行ったことを申し添えます。

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所長

〇〇地方運輸局長

印

58311(1) 教育訓練給付金の適正実施に係る協力等の必要性に係る指導

指定教育訓練実施者は、その行う教育訓練について厚生労働大臣の指定を受ける場合、厚生労働大臣の定める指定基準に合致していることが必要であり、実質的にこの指定基準を遵守することが指定の条件となっている。

このため、教育訓練施設は、教育訓練給付金の支給にかかわって、具体的に下記のような事務を適正に処理すべきこととされていることから、安定所は、管轄地域に所在する教育訓練施設に対して、専門実践教育訓練給付金関係手引（教育訓練施設用）を活用しつつ、あらゆる機会を通じてその的確な遂行を図るための必要な指導を行う。

なお、指定教育訓練実施者が、指定基準を満たさなくなったとき、受講者の支給申請に当たって必要な証明をせず又は偽りの証明をしたとき、その他教育訓練給付金に関して不正な行為を行ったときは、指定が取り消されることとなる。

安定所が、対象専門実践教育訓練又は指定教育訓練実施者に関し、指定取消に該当するような状況や、指定内容と異なる専門実践教育訓練が行われている状況を把握した場合は、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）に通報し、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）より本省雇用保険課に通報すること。

58312(2) 教育訓練給付金の周知

- イ 教育訓練施設は、専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする受講希望者及び受講者に対して、教育訓練給付金周知リーフレットを配付すること等により、制度概要、支給要件照会手続、支給申請手続等について、周知しなければならない。
- ロ 教育訓練施設は、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書の発行の可否に関するトラブルを未然に防止するために、受講希望者が受講を申し込む際に、教育訓練受講認定基準（又は修了認定基準）の内容及びその受講認定基準（又は修了認定基準）を満たさなければ受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）が発行されないことを、文書によって明示し周知しなければならない。

58313(3) 領収書等の発行

- イ 指定教育訓練実施者は、受講者から支払いを受けた金額のうち「教育訓練経費」に該当する額について、それ以外の経費と分けて、支給単位期間ごとの内容が分かる領収書を発行するか、又はクレジットカードの利用等、クレジット会社を介した支払いが行われる場合にあっては、クレジット契約証明書（クレジット伝票に指定教育訓練実施者が必要事項を付記したものを含む。）を発行しなければならない。
なお、領収書（又はクレジット契約証明書）は、「教育訓練経費」に該当する額とそれ以外の経費の額を内訳として付記した上で、それらの合計額について発行しても差し支えない。
また、領収書（又はクレジット契約証明書）の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部を指定教育訓練実施者が還付した（する）場合は、支給単位期間ごとの当該還付額を記載した「返還金明細書」を発行しなければならない。
- ロ 指定教育訓練実施者は、領収書（又はクレジット契約証明書）に、「指定教育訓練実施者の名称」「教育訓練施設の名称」「受講者（支払者）氏名」「支給申請に係る支給単位期間」「当該支給単位期間に係る教育訓練経費の領収書（又はクレジット契約額）」「領収日（又はクレジット契約日）」の記載と「領収印」の押印をする他、領収書（クレジット契約証明書）発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定するために、「教育訓練講座名」又は「指定番号」のいずれか一方又は両方、及び「領収額の内訳（入学金と受講料のそれぞれの額）」について付記しなければならない。
- ハ 複数支給単位期間分の教育訓練経費について、受講者から一度に支払いがあった場合、一枚の領収書（又はクレジット契約証明書）に複数支給単位期間分の教育訓練経費について証明しても差し支えないが、その場合支払いがあった支給単位期間及び当該支給単位期間について領収した教育訓練経費の額並びにその領収額の内訳を、各支給単位期間ごと記載すること。返還金明細書を発行する場合も同じ。
- ニ 一支給単位期間分の教育訓練経費について、受講者から分割して支払いがあった場合、複数の領収書に1支給単位期間分の教育訓練経費について証明して差し支えないが、その場合各領収書に、支払いがあった支給単位期間及び当該支給単位期間について領収した額並びにその領収額の内訳を記載する。返還金明細書を発行する場合も同じ。
- ホ 指定教育訓練実施者は、領収書（又はクレジット契約証明書）及び返還金明細書の発行の管理台帳等を、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書の発行管理台帳の内容との対応関係を明確にした上で整備し、受講者・安定所からの照会等に対応できるようにしなければならない。

58314(4) 専門実践教育訓練修了証明書等の発行

- イ 指定教育訓練実施者は、受講者の受講（又は修了）を認定する際の基準となる受講認定基準（又は修了認定基準）を学則や教育規程等に明記し、これに基づいて修了の事実を適正に判断したうえで受講（又は修了）確認を行わなければならない。認定された者に限って受講証明書（又は及び専門実践教育訓練修了証明書）を発行しなければならない。
- ロ 指定教育訓練実施者は、一支給単位期間に係る受講（又は修了）後速やかに（1週間程度以内に受講者に届くことを目途に）、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）を発行し、受講者本人あてに送付又は手交しなければならない。原則、同時に支給申請書を交付すること。
- ハ 指定教育訓練実施者は、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の発行の管理台帳を整備し、受講者・安定所からの照会等に対応できるようにしなければならない。

58315(5) 専門実践教育訓練給付金の支給申請書の交付

指定教育訓練実施者は、受講者の支給申請期間に注意を払い、領収書（又はクレジット契約証明書）、受講証明書（又は専門実践教育修了証明書）を受講者に交付するとともに、支給申請書、教育訓練支給申請書記載に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）も交付すること。

58316(6) 安定所・受講者からの照会等への対応等

- イ 指定教育訓練実施者は、発行した受講証明書、専門実践教育訓練修了証明書、領収書（又はクレジット契約証明書）及び返還金明細書に不備があり、申請者本人より修正・再交付・付記等の要求があった場合、速やかに対応する必要がある。
- ロ 安定所が指定教育訓練実施者に対して、教育訓練受講認定基準（又は修了認定基準）の提示を求めたり、特定の受講者に係る受講状況や領収書（又はクレジット契約証明書）・返還金明細書・受講証明書・専門実践教育訓練修了証明書の発行の事実について、口頭又は文書によって回答を求める場合については、指定教育訓練実施者は速やかに対応しなければならない。
- ハ 指定教育訓練実施者は、販売代理店等及び販売員の名称、氏名等を記載した台帳を整備し、受講希望者、受講者及び安定所からの照会等に速やかに対応できるようにしなければならない。

58317(7) 離職者である受講者への配慮

指定教育訓練実施者は、昼間通学制等の専門実践教育訓練の受講者が、雇用保険の基本手当の受給資格の決定を受けるに当たって、本人からの請求があれば58042(2)の「教育訓練受講証明書」を発行する。

58318(8) 各種用紙等の請求・管理・配付

- イ 教育訓練給付金周知リーフレット、支給申請書用紙並びに教育訓練給付金支給申請書に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）及び受講証明書、専門実践教育訓練修了証明書、支給要件照会票用紙の必要部数（1年分）については、教育訓練施設が、専門実践教育訓練給付金関係手引（教育訓練施設用）に示す教育訓練給付金関係書類請求書に所要の事項を記載した上で、当該教育訓練施設の所在地を管轄する安定所長あて請求する。

- ロ 請求を受けた安定所においては、請求に係る教育訓練施設が厚生労働大臣の指定に係る教育訓練施設であることとともに、書類の請求部数が使用見込み数よりも過大に上回っていないことを確認して、関係書類の交付を行う。
- ハ 教育訓練施設は、不正受給等を未然に防止するため、支給申請書用紙、教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書用紙について厳しく枚数管理しなければならない。
- ニ 教育訓練施設は、教育訓練給付金周知リーフレットを広く積極的に配付するとともに、支給要件照会票用紙については受講希望者・受講者・受講修了者等から請求があった場合において配付する必要がある。
また、教育訓練施設は、不正受給を防止する観点から、支給申請書の別紙を必ず支給申請書用紙に添付して交付しなければならない。